

# 自衛隊は あっていいのだろうか？

中1 自主研究

すみ 小林 朱実 著

# 目 次

1 テーマ「自衛隊」は、あっていいのだろうか	3
1-1 テーマ設定の理由	3
1-2 これからの計画（おおよそ）	4
2 自衛隊の実態	4
2-1 新聞記事より	5
2-2 「自衛隊を考える」パンフより	6
2-3 自分の予想	7
3 憲法と自衛隊	8
3-1 日本国憲法	8
3-2 自衛隊の歴史	10
3-2-1 警察予備隊	10
『イラク問題と自衛隊の海外派兵を考える』という本(パンフ)を読んだ。	11
3-2-2 アメリカとの関わり	12
3-2-3 日本のその他の活動	16
3-2-4 憲法との関係	16
4 自主研究中間まとめ	17
4-1 テーマについて深まったこと	17
4-2 これまでの研究の方法と、振り返って今考えること	17
4-3 今後の見通し	18
5 基地見学	19
5-1 東富士演習場	19
5-2 陸上自衛隊富士学校	23
5-3 米軍基地	24
5-4 基地見学のまとめ	25
5-5 航空自衛隊浜松基地と学校の見学	26

<b>6 資料を読む</b>	<b>27</b>
6-1 『憲法はどう生きてきたか』を読む。	27
6-2 『自衛隊は何をしてきたのか?』を読む	38
6-3 『あたらしい憲法のはなし』を読む	39
6-4 『いま憲法があぶない』を読む	40
<b>7 自衛隊が送ってくれた資料より</b>	<b>48</b>
7-1 わかったこと	48
7-2 思ったこと	49
<b>8 自民、社会、公明、民社、共産各政党の県支部に、党内での自衛隊と憲法との関係についての考え方を教えていただきました。それについての私の考えをかこうと思います。（葉書とあわせて読んで下さい）</b>	<b>51</b>
自由民主党	51
公明党	53
民社党	54
日本社会党	55
日本共産党	56
<b>9 研究のまとめ</b>	<b>58</b>
9-1 国際貢献	58
9-2 自衛隊の実態	59
9-3 憲法のさまざまな解釈	59
<b>10 自衛隊はあっていいのだろうか</b>	<b>60</b>
<b>11 自主研究感想</b>	<b>61</b>
著者 小林 朱実 写真／直筆研究ノート	62
新聞記事集 No.1～No.9 ノート	63
小林朱実さんの自主研究『自衛隊はあっていいのだろうか?』編集に際して	64
発行人あとがき	65

## 1 テーマ「自衛隊」は、あっていいのだろうか

11月9日（金）～11月10日（自主研究日）

### 1-1 テーマ設定の理由

日本国憲法の三原則の中には、「基本的人権の尊重」「国民主義」ともう一つ、「平和主義」があります。でも、平和主義—戦争放棄のはずなのに、自衛隊というものが存在しています。

11月9日（今日のこと）「国連平和協力法」＝自衛隊海外派兵法が国会で廃案となりました。これまでずっと、自衛隊派兵のことについて議論がおこなわれてきましたが、そのことについて報道しているテレビのニュース番組などをみていて、疑問に思ったことが二つあります。

一つめは、憲法と自衛隊の関係についてです。憲法第9条には、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない（一部省略）」とあります。自衛隊を派兵することを政府が考えているのですから、どう考えても戦力は持っていないとは思えません。自衛隊は憲法違反なのではないでしょうか。

二つめは、自衛隊は世間一般に、「国の安全を守る」という目的があるといわれていますが、それはほんとうなのでしょうか。よく、パレードなどをやっていますが、それが「国の安全を守る」といえるのでしょうか。また、年々軍備が増強されますが、どこに増強する必要があるのでしょうか。そのことを理解したうえで、自衛隊はあっていいものなのか、考えたいと思います。

#### ◆研究の方法

- ①いろいろな考え方の本を読む。
- ②もし行けたら、自衛隊の基地みたいなところ（名前がわからない）へ実際に行って、見学する。
- ③新聞の関係のある記事を集めること。
- ④必要なことを本で調べる

#### ◆具体的な内容

「憲法と自衛隊の関係について」では、憲法ができる前からの歴史をまず調べます。（④）それから①と③をやって自分の考えを深めていきたいと思います。「自衛隊は何をしているのか」というところでは、まず③と④をやって、ある程度理解したうえで、②をやろうと思います。（計画書に書き写すとき、実際にや

るときの順序は「自衛隊は何をしているのか」→「憲法と自衛隊の関係について」その後、計画書に清書し（一部変更）、図書館でまたこの前借りた本を借りた。

—11月10日の活動終了

11月24日（自主研究の休日）

今日は家で、新聞の記事を切りはりする作業をした。

—11月24日の活動終了

12月8日（家）

前回と同様、新聞の切りはりをした。また、これからの計画を考えた。

## 1-2 これからの計画（おおよそ）

三学期がはじまる前までに、新聞記事集めは終わらせる。そして、それをもとにして、今日の自衛隊は一体何をしているのか、自分で予想を立ててみる。わからないことは本で調べる。

三学期は、少し研究の順序を変え、研究小柱1の、基地の見学をあと回しにし、（基地を見学するのは、冬休みではまだ私の方があまりよく自衛隊のことを理解できていないと思うので。）先に小柱2のなかの、”憲法ができる前からの歴史”を本などで調べる。

春休みは、ふだんはたぶん見学できない基地の様子を見学する。そして、今までやったことのまとめをする。又、余裕があったら、いろいろな考え方の本を読みはじめめる。

二年の一学期は、いろいろな考え方の本を読む。そして自衛隊はあっていいのか、自分の考えを打ち出し、研究の総まとめをする。

—12月8日の活動終了

## 2 自衛隊の実態

12月22日（自主研究の日・休日）

午前中…新聞の切りはり

午 後…図書館へ行く予定だったが、12/25にはほかの用事で図書館へ行かなければならなくなってしまった。そこで、今日行かなければ活動に支障がおきることもないと思ったので、予定を変更し、研究に必要なノートを買いに行った。

—12月22日の活動終了

12月25日（火）

図書館（県立）に行ったが、私が読めるような本は見つからなかった。しかし、「自衛隊を考える」「イラク問題と自衛隊の海外派兵を考える」「自衛隊の海外派兵をゆるすな！」の三冊のパンフレットを入手することができた。

1月4日（金）～1月6日（日）

今までやってきた新聞記事集めと「自衛隊を考える」という題のパンフをよんだことを生かして（あの二冊のパンフは、自衛隊そのものについて書かれているものではなかったので。）自衛隊の実態（日ごろ何をしているか）一応まとめてみようと思う。（まだ基地に見学にいってはないが。）

## 2-1 新聞記事より

10/5 空自が総合演習（石川県小松基地、3～24日）

- ・航空自衛隊は3年に一度、空自総合演習を実施している（15回目）
- ・訓練…（「侵犯機」を捕らえ）パイロットを連行する
- ・他の基地の自衛隊もいくつか来た
- ・今回は航空機約650機、隊員約48,000人が参加。海上自衛隊や米軍との共同訓練も計画している。実動練習は15、16の2日間。

10/17 石川・小松基地

午前3時から爆音 空自実動演習に住民怒り

（航空自衛隊総合演習の実動演習2日目の16日、石川県小松市の航空自衛隊小松基地）

- ・基地に展開しているのは全国から集まっている総数約50機のほか、移動警戒隊のレーダーや防空隊の地対空ミサイル、対空機関砲も配置について緊迫した状態。
- ・夜明け前の午前3時すぎから戦闘機の爆音がなりひびく。再び午前11時すぎから約1時間のあいだに軍用機が50機近く爆音をとどろかせて離陸。また、午後0時6分にはスクランブル（緊急発進）で2機が急上昇。いずれもエンジン全開。
- ・市民や住民から市役所と基地に苦情や抗議の電話が相つく。民間旅客機にも影響。

10/18 三沢基地

騒音に抗議・苦情101件 日米共同訓練で108ホンにも

(航空自衛隊総合演習の一環として15・16日の2日間にわたっておこなわれた  
日米共同実動訓練にたいして・三沢)

- ・三沢市役所や三沢防衛施設事務所、三沢基地に69件の抗議・苦情が寄せられる。空自総演がはじまった3日からの抗議・苦情は計101件に上る。16日は1日だけで40件にもなる。
- ・共同訓練では日米あわせて約100機が基地に集結。夜も明けきらないうちから離発着をくり返す。
- ・市内平畠地区の騒音測定では最高108.2ホンとなる。基地周辺は騒音に包まれる。

10/29 さながら‘天皇の自衛隊’‘即位の礼’で存在誇示（11月の天皇の即位の礼）に自衛隊が参加し、礼砲や儀仗、堵列（垣根のように整列しておこなう敬礼）をおこなうことが決定。

- ・自衛隊は2つの即位儀式に参加予定。礼砲や儀仗、堵列と沿道で自衛隊音楽が奏楽。
- ・宮内庁にとって自衛隊の参加は欠かせないものと位置づけられている。  
(昔は軍隊を用いた)
- ・昨年2月の昭和天皇の葬儀の際には2,500人もの自衛隊員が参加。21発の弔砲をうった。今回は1,670人の自衛隊員が参加し、21発礼砲が撃たれる。
- ・自衛隊は天皇を忠誠心の中心にすえて隊員の”士気高揚”をはかろうとしている。天皇と自衛隊の関係は1960年代に急速に強化されていった。
- ・今回は、京都から東京への輸送に自衛隊の大型ヘリコプター5機が使われる。自衛隊の活躍が目につく。さらに儀式に参加する各国使節の輸送にも登場するだろう。天皇中心を貫いてきた自衛隊にとって、今回の儀式がその存在を国際的にもアピールする最高の舞台にされようとしている。

## 2-2 「自衛隊を考える」パンフより

(1984年3月20日発行)

はげしくなる日米共同演習（83年6月以降の半年間）

6/7～6/13 米軍沖縄上陸演習「バリアントブリッツ83」に

陸海空自衛隊幹部117人参加

6/23～7/1 米軍核戦争大演習

「グローバル・シールド83」に在日米軍参加

7/18～7/22 日米航空共同演習（沖縄）

7/21～8/14 日米海上共同演習（ハワイ）

8/11～8/14 日米共同対潜訓練（小笠原諸島）

8/17～8/19 自衛隊三軍統合演習（東富士、日本海）

8/22～8/25 日米航空共同演習（小松沖）

9/25～10/5 日米共同シーレーン、海峡封鎖演習（日本周辺全域、戦後最大規模）

9/28 日米航空共同演習（沖縄南方）以後毎週一回定期化

9/28～9/30 韓国空軍が参加した米空軍の兵器積載競技訓練

「セイバースピリッツII」に自衛隊16人が参加

10/1～10/8 自衛隊航空総隊演習に米軍戦闘機F15も参加（日本全域）

10/4～10/15 日米共同実動演習「ヤマト83」（北海道）

10/10～10/13 日米航空共同演習（北海道）

10/14 米海兵隊硫黄島上陸演習

11/12～11/18 日米陸上共同指揮所訓練「ヤマサクラV」に

米海兵隊が初参加（仙台）

11/30～12/2 全太平洋空軍による航空大演習「コープジェイド84—I」に

在日米軍も参加（朝鮮半島南方）

12/12～12/15 初の日米航空共同指揮所訓練

「自衛隊は敵を百発百中で殺す訓練をしている。これを治安出動させるには、政府は十分なハラを固めなくてはならない。」

いま、自衛隊は、”ちびっこフェスティバル”や音楽祭など、さかんにソフトイメージのPR作戦を展開しています。

## 2-3 自分の予想

自衛隊は大きくわけると陸・海・空軍の3つにわかれていて、（〇〇隊など、本当はもっと細かく分かれている。）日ごろ、戦闘（人殺し）の訓練をしている。演習も、いっぱいしている。それは、ものすごく大がかりのもので、きまった日数だけ連続してやっている。定期的に行っているものもある。演習は、米軍と共同で行っているものが多い。それらはほとんど日本で行っている。自衛隊は、今まで天皇中心の考え方を貫いてきた。ときどき、国の行事に参加することがある。なぜかわ

からないが、音楽隊というのがある。

私は自衛隊は”軍隊”だと思う。でもそれを世に明らかにさせないための工夫をしているのだと思う。又、自衛隊は、国をまもるためのものではないと思う。本当に国をまもるためのものならば、このようなことはしないと思うからだ。

—冬休みの活動終了

### 3 憲法と自衛隊

1月26日（土）

小柱1の「自衛隊の実態」は、基地見学を残すのみとなった（冬休みが終わった時点で）。基地見学は三月頃に、自衛隊主さいのものが毎年行われるそうなので、それに参加してみようと思う。だから、三学期は前にも書いたように、先に小柱2の「憲法と自衛隊」に移り、憲法ができる前からの自衛隊の歴史を本で調べてみようと思う。

#### 3-1 日本国憲法

日本国憲法は、日本の国の政治のよりどころとなる最高のきまりで、1946(昭和21)年11月3日に公布され、翌年の5月3日から実施された。

日本国憲法の三原則

- ・基本的人権の尊重
- ・国民主権
- ・平和主義

##### 第九条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

## 日本国憲法 前文

日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが全国土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うこととは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

文部省が戦後、1947（昭和22）年8月、憲法をひろめるために編集した社会科の教科書『あたらしい憲法のはなし』には次のように書かれている。

「こんどの憲法では日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです」



**憲法は軍隊をみとめていない**



(『あたらしい憲法のはなし』のさし絵をマンガ化)

### [研究計画の修正]

「憲法ができる前からの自衛隊の歴史」を調べようと思っていたが、（憲法ができる前から自衛隊はあったとかんちがいしていた。）調べたところ、憲法ができたあとに自衛隊ができたとわかったので、「憲法ができる前からの自衛隊の歴史」ではなく、『憲法』と『自衛隊の歴史』を調べていくことにする。

## 3-2 自衛隊の歴史

### 3-2-1 警察予備隊

朝鮮戦争がはじまった直後の1950（昭和25）年7月8日当時、米軍が日本を占領していたが、その総司令官マッカーサーは、とつぜん警察予備隊をつくるように命令した。1ヶ月後、自由党の吉田内閣は「法律として公布するには国会の承認を必要とし時間的に緊急創設に即応できなかった」（防衛庁『自衛隊十年史』）とし、国会にもかけず、憲法違反（憲法は軍隊をみとめていないから）の軍隊（自衛隊の前身である警察予備隊）を発足させた。

予備隊（自衛隊）は憲法違反ということを、アメリカの指揮官も証言していた。在日米軍事初代幕僚長のフランク・コワルスキイは、「憲法の禁止条項をまっこうから無視したこの予備隊および軍備を正当化しようとしてもそれは詭弁きべん以外の何ものでもりえない」「アメリカおよび私も個人として参加する『時代の大ウソ』が

始まろうとしている。これは、日本の憲法は文面通りの意味を持っていないと世界中に宣言する大ウソである。人類史上おそらく最大の成果ともいえる一国の憲法が、日米両国によって冒瀆され、蹂躪されようとしている」（『日本再軍備』）と言っている。

(途中)

### 土屋

今、国連の要請による自衛隊海外派遣どう思う、よく調べ考えてみよう。

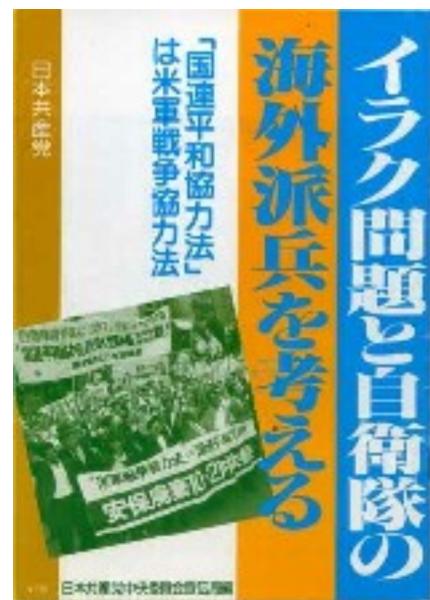
2月24日（土）

今日は、前回のつづきで自衛隊の歴史を調べる予定だったが、きゅうきょとりやめ『イラク問題と自衛隊の海外派兵を考える』という本（パンフ）を読んだ。（まとめた。）

わかったこと（今まで知らなかったこと）

- ・「後方支援」だから大丈夫ということはない。  
むしろ「後方支援」の方が相手にねらわれやすい。
- ・もし海外派兵がきまつたら、国会にかけられるのは予算のことだけ。自衛隊員や公務員（会社側がひきうけたら）いやおうなしに行かされることになる。
- ・国連軍と多国籍軍は別物。
- ・国連の「平和維持活動」とは、安保理事会の決議にもとづき紛争や内戦が事実上終結した段階でおこなわれる国連の活動で、紛争地域の平和の維持または回復を助けることを主な目的としたものであって、外部から軍事的な強制をするのではなく、すべての関係国の同意のもとに活動する停戦監視や選挙監視のこと。→関係国であるイラクは同意もしていないし、国連も「平和維持活動」についてはなにもきめていない。→政府の「平和維持活動のため」というのはデタラメ。
- ・眞の「平和維持活動」なら新しく法律をつくる必要はないはず、あえて立法化しようとする理由は、名前（「平和維持活動」のこと）とは別に軍事的協力をするため。

私は、ほんとうの「日本の貢献」とは自衛隊を出動させることではなく、（日本



↑パンフ

を含めた世界中が）イラクに対する経済制裁を厳格に実行して、問題を平和的に解決するため、真剣な外交努力をつくすことこそが、今大切なことだと思いました。（平和憲法を守りぬく。）

2/25 土屋

よく調べ、考えています。

ところで、このパンフレットは、どこが発行したものですか。政治イデオロギーがあって、述べる方向が決まります。いろいろな論述を見て、書き手の考えに流されず、自分の判断できているかな。

3月2日（土）

（1月26日の続き）

警察予備隊は、日本をまもるためのものではなく、戦争などが起きてアメリカ軍が出動したときの、のこされたアメリカ軍の婦女子をまもるためのものであった。

そのうえ、「治安維持」を名目に、在日米軍基地や朝鮮戦争に必要な軍需品をまもるしごとももたされた、7万5千人の警察予備隊—これを訓練し、指揮したのはアメリカ軍であった。つまり警察予備隊は日本のためではなく、アメリカのためにできたのである。

### 3-2-2 アメリカとの関わり

自衛隊は、日米安保条約（（日米軍事同盟）によって、もし戦争などが起こった場合、アメリカ軍の指揮下におかれることになっていて、そのシナリオもつくられている。日米安保条約は、軍備の「維持・発展」（第三条）を義務づけているため、アメリカは日本に対し、自衛隊の軍備をふやすようにせまっている。政府も安保条約があるかぎり、ことわることはできない。たとえば、海上自衛隊は、アメリカの要求でふやしたP3Cなど対潜しょう戒機は125機で、アメリカ・ソ連について世界第三位である。又、『海上自衛隊は米第七艦隊の補助の役割をはたせばよい』という証言（佐々淳行・防衛庁人事教育局長）や『日本の能力は、北大西洋地域や米軍事力を補強する』というもう一つの証言（ウエスト国防次官補）もある。これらのことから、自衛隊は「日本のため」ではなく、「アメリカの戦争計画のため」の軍隊であり、又、安保条約によって、アメリカの戦略にくみこまれた米軍の補助

部隊となっているといふことがいえる。

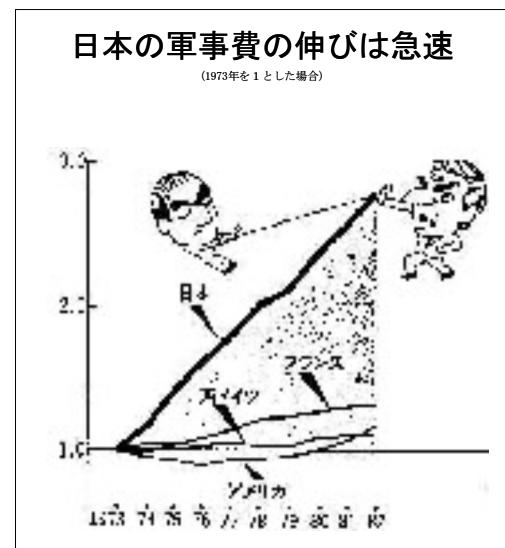
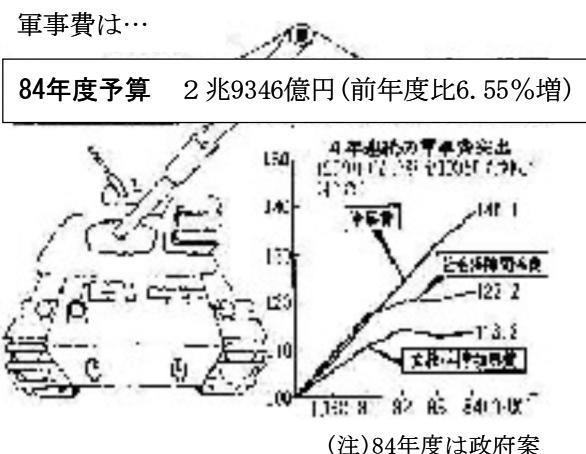
近年、軍事費が突出している。91年度予算政府案では、軍事費はまた5.5%増え、4兆3870億円となっている。（国民総生産（G N P）比「1パーセント枠」はぎりぎりでこえていない。）政府は、「必要最低限」といっているが、表 I (20ページ)からわかるように自衛隊は世界有数の軍隊なのである。アメリカはなお軍拡をすすめるように要請してくるため、政府は福祉をけずって軍事費にまわしている。

1984年6月にはトマホークという核巡航ミサイルが、日本の港を第一戦の基地としているアメリカ太平洋艦隊に配備された。米太平洋艦隊といえば日本の港を第1戦基地としている。このままでは、日本全土はアメリカの核戦場になるおそれがある。又、近年、日米共同演習もはげしくなってきてている。(7~10ページ参照) 戦争がおこったりしたら、アメリカにひきずりこまれて自衛隊も参戦という危険も充分ありえることだ。

表 I

国防支出のベストテン(1982年)		
順位	国名	支出額(100万ドル) [ ]は推定
1	アメリカ	169,691
2	ソ連	[135,500]
3	中国	[ 39,400]
4	フランス	27,177
5	イギリス	27,136
6	西ドイツ	26,990
7	サウジアラビア	25,772
8	日本	10,410
9	イタリア	10,265
10	アルゼンチン	[ 9,794]

↑『世界の軍事力83-84年版』  
(ストックホルム国際平和研究所)



↑『世界の軍事力83-84年版』  
(ストックホルム国際平和研究所)

表 II

## 装備は……

(83年3月現在)

陸上自衛隊	13個師団18万人 戦車 950両 装甲車 530両 対空ミサイル、ホークなど	
航空自衛隊	戦闘機 308機 E 2 C早期警戒機 2機 固定翼機計 725機	
海上自衛隊	護衛艦、潜水艦 166隻 23万2千トン 対潜しょう戒機 125機 (P 3 Cふくむ)	

## アメリカの要求と政府の軍拡計画(56年中期業務見積)との比較

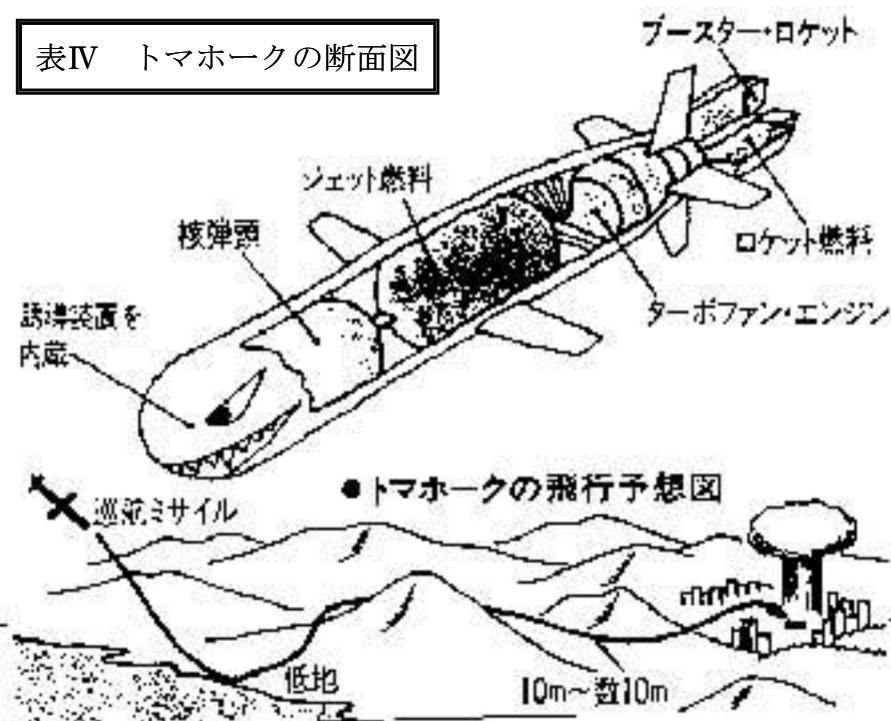
主要正面装備	アメリカの要求	単価 億円(84年度ベース)	政府の軍拡計画
ミサイル護衛艦	70	ミサイル護衛艦 766 標準護衛艦 490	60
潜水艦	25	347	15
P 3 Cなど対潜哨戒機	125	116	72
F 15など迎撃戦闘機	14個隊 (350)	115	138
支援戦闘機	6個隊 (200)	30	82
E 2 C早期警戒機	2個隊 (20)	125	9
C 130Hなど輸送機	5個隊 (60)	66	50
弾薬備蓄 (ミサイル、魚雷、機雷など)	60~90日分		20数日分

▲アメリカは日本にたいし、「1990年まで」という期限をつけて、軍備拡大の計画をおしつけてきた。それは、当時（1984年）政府・防衛庁がすすめている軍拡計画のなんと2倍であった。

表III



表IV トマホークの断面図



### 3-2-3 日本のその他の活動

3月9日（土）

1960(昭和35)年、安保条約改定反対闘争が大きくもりあがったとき、当時の岸首相や自民党首脳は、これを弾圧するため、自衛隊を出動させようとした。(中止されたが…。)このことから、自衛隊は「治安維持」(「原水爆反対運動」「安保破棄」「基地反対」「原潜寄港反対」「公害反対」などが対象。)を理由に出動させ弾圧させることができるということがわかる。又、自衛隊は『いざ戦争』のため戦時(有事)立法まで研究しているのである。

### 3-2-4 憲法との関係

政府ははじめのころ、「警察予備隊は、治安維持が目的であり、軍隊ではない」と言っていたが、「警察予備隊」が「保安隊」となり、それがまた「自衛隊」なると「戦力に達しない実力を保持することは合憲」「憲法は、自衛権を否定しおらず、それを裏づける必要最小限の防衛力は合憲」と言うようになり、憲法の解釈をひろげてきた。

「自衛隊は憲法違反である」と、裁判に訴えた例がいくつかある。長沼訴訟(北

海道長沼町へのミサイル基地問題をめぐる訴訟) もその一つであるが、札幌地裁の福島重雄裁判長は、「陸上、海上、航空自衛隊は現在の規模、装備、能力からみて、いずれも憲法第九条第二項にいう『陸海空軍』に該当し、憲法違反である」(73年9月7日) という判決をくだした。このほかに、<sup>えにわ</sup> 恵庭訴訟、<sup>ひやくり</sup> 百里基地訴訟などがあるが、『自衛隊合憲』という政府のいいぶんをみとめた判決はいまだ(1984年3月現在) ない。

## 4 自主研究中間まとめ

### 4-1 テーマについて深まったこと

今まで、「自衛隊の実態」と、「憲法と自衛隊」という2つの小柱について調べてきたわけだが、そのなかで、自衛隊は軍隊であるということがわかった。又、自衛隊は日本をまもるためのものではなく、憲法違反であるという考え方もあることがわかった。

だから、今の時点では、私は自衛隊はあってはいけないと思う。

憲法9条に対するいろいろな解釈を知ることもよいですね。

### 4-2 これまでの研究の方法と、振り返って今考えること。 (反省と考察)

#### 《研究方法》

- ・自衛隊のことに関する新聞の記事を集めた。
- ・パンフレットを入手し、読んでみてわかったことをノートにまとめた。
- ・図書館に行って研究の資料となりそうな本を借りた。(あまり効果はなかったが…)

#### 《反省と考察》

- ・新聞記事を集めると少し時間をかけすぎてしまったように思う。
- ・調べていくなかで、深い追求をしていくことがあまりできなかつたように思う。
- ・考え方方が少しかたよってしまったような気がする。これは、深い追求があまりできなかつた原因の一つであると思う。

- ・自衛隊の現在の問題について一度よく考えることができてよかったです。これは、これからの研究にもきっと役に立つと思う。

#### 4-3 今後の見通し（今後の課題）

これからは、自衛隊についてのさまざまな（考えがかたよってしまうといけないので）方面からみての考えが書かれている本を、できるだけ多く読んでいこうと思う。読むことによって、テーマについて考えを深めていき、最後に、最終的な自分の考え（テーマについての）をまとめるようにしようと思う。

文章には、もちろん書き手の立場があります。ですから、それぞれの論点政治的主張があります。だから、例えば

- ①法律家に聞く。
- ②自衛隊の募集のパンフレットで分析する。
- ③本屋で本を買ったり雑誌を読んだとき、その人がどういう立場の人でものを言っているのか、整理してみて、自分の考えを深めるとよいですね。

## 5 基地見学

自衛隊の基地の見学（春休み）

目的 自衛隊の実態を知り、（日頃何を（どんな訓練を）しているのであろうか）、  
果たしてそれは本当に国を守るためなのか、考えるため。

3月31日、日曜日。私は県の平和委員会の松本さんにお願いをして、御殿場市にある自衛隊の基地の一つ『東富士演習場』や、『陸上自衛隊富士学校』、『米軍基地』を外から案内して頂いた。（中には入れないので。）ところどころ、霧が発生しているところがあり、よく見ることができなかつた場面もあったが、基地を実際に見て回っていろいろなことがわかった。（写真の解説も合わせて）

### 5-1 東富士演習場

写真1・2・3・4

これ、見わたすかぎり、すべて自衛隊の基地である。そのものすごい広さに、私はとても驚いた。しかし、これは基地のほんの一部分にしかすぎない。とにかく『広い』のである。松本さんは、「御殿場の自衛隊の基地は、本州で一番の広さだよ。」と教えてくださいました。



↑写真1



↑写真2



↑写真3



↑写真4

## 写真5・6

行く各所にこのような『立入禁止』の立て札が数多くあった。自衛隊の方から厳しく基地への立入を禁じているようだが、その立て札には禁じている根拠が書かれていないのが、私は疑問に思った。



↑写真5



↑写真6

## 写真7

このとても急な坂は『戦車道』である。そして、その上を県道が通っている。松本さんは、「県道の両側は自衛隊の基地であるが、戦車は県道を通ることができないから、（きっと自衛隊の方で、県道のところを戦車が通っては周り



↑写真7

から何か文句を言われるだろうと考えて自粛しているのであろう。）わざわざ県道の下へと戦車が通るための戦車道をつくったのだよ」と教えてくださった。道幅も広く、おそらく戦車と思われる自動車のタイヤの跡もあり、なるほど、たしかにこれは戦車道だな、と、私は思った。あとで、松本さんが1989年秋に行われた自衛隊一般公開の演習の一部（など）を収録したビデオを貸してくださった。そのVTRのなかに、何台もの戦車が次々にこの戦車道を通過するという場面があった。

## 写真8・9

『射場』がたくさんあった。日曜日のせいか、私達が行ったとき、そこでは何も行われていなかった。『立入禁止』と書かれてあったが、その理由がないし、何もおこなわれていないし、それに、なによりも、自衛隊は日頃何をしているのか、どんな訓練をしているのか、という自衛隊の実態について調べるために見学しに来たのだから、ここを見ていかないわけにはいかないと思い、ほんの少し、中の様子を見て回ることにした。



↑写真8



↑写真9

## 写真10・11

中に入って30mくらいのところにあった立て札である。入り口から150mくらい進んだところである。霧が発生していたため、遠くの方はよく見えないが見わたせる範囲だけでもそういう広さの土地であることがわかる。これも全て自衛隊の基地である。すぐ近くに、何か穴のようなものがある。



↑写真10



↑写真11

## 写真12

写真11の穴を間近で撮ったものである。おそらく穴に銃を持った人（もちろん自衛隊員）が入って自分の身を隠しながら相手の様子を見はからっての射撃の訓練を日頃しているのだろう。



↑写真12

## 写真13

12の穴から30mくらい離れたところに、また同じような穴があった。あまりよく見てはこれなかつたが、ほかにもこのような穴はいくつもあると思われる。13の穴の中には、人間の上半身のような形をしたプラカードのようなものがいくつか置かれてあった。



↑写真13

## 写真14・15

13の穴の中にあったプラカードのようなものを拾って見てみた。それには、的がはられてあつた。的の円の間隔は、持っている手と比較すればわかるように、かなり狭い。小さい穴がいくつもあいている。松本さんは、こうおっしゃっていた「これは実弾で撃った跡ですね。」銃撃戦を想定した人殺し訓練が『立入禁止』入ってすぐのところで行われている。小さな的に見事に命中した弾さえある。…私は、そこにいるだけで大きな恐怖感をいだき、一刻もはやくここをあとにしたい気持ちになった。



↑写真14



↑写真15

## 5-2 陸上自衛隊富士学校

写真16・17・18

『陸上自衛隊富士学校』と『陸上自衛隊富士駐屯地』の門である。門の前の道路も門の後ろの道路もかなり広い。中に入る車は、どの車も門のところでチェックを受けていた。2分くらいの間に、7から8台の車の出入りがあった。門はけっこう大きく、がんじょうなものであった。



↑写真16



↑写真17



↑写真18

写真19・20・21

門の中の様子を門の間から撮影したもの。広くて大きな道路がつづいていた。撮っているとき急に霧が発生して撮ることができなかつたが、自衛隊員の宿舎を門のところから確認することができた。

写真19→



↑写真20



↑写真21

### 5-3 米軍基地

写真22・23

ここもやはり立入禁止であった。ほかの位置からでは写真の撮影やスケッチ、メモまでも、制限しているところもあった。基地はずつとフェンスではりめぐされていた。また、フェンス沿いに監視の車が通るための道があり、その向こうにもやはりフェンスがあった。かべでおおってあるところもあった。このようなことから、基地の様子を外部に知られないようにしていることがわかる。5・6についても同じことがいえるだろう。監視の車にはナンバーがついていなかった。乗っていた人は運転手一人であったが、米軍基地のはずなのに、どういうわけか運転手は日本人であった。とても濃い霧のため、実際に見て確かめることはできなかつたが、松本さんの話によると、ここもとても広く、見えるものすべてが基地なのだそうだ。



↑写真22



↑写真23

写真24・25 戦車のようなものが見える。



↑写真24



↑写真25

## 写真26

日本とアメリカの国旗が並んでいる。



↑写真26

## 写真28

車には「不発弾処理班」と書かれている。  
る。



↑写真27



↑写真28

## 5-4 基地見学のまとめ

以上のことから考えてみると、自衛隊は、一般的には「国を守るためにある」とか『災害救助活動する』などと言われているが、実はそうではなく、今回私が見たかぎりでは、広大な土地を使って、外部から見ただけではわからないようにしてあるが、日頃、人殺しのための訓練をしているとしか言いようがないのが、自衛隊の実態であるということがわかった。国を守るためにものでも、災害救助活動をするためのものでもなく、ただ『自衛隊』といった違った呼び方をしているだけの『軍隊』なのであろう。これを憲法九条にてらして考えてみると、自衛隊は明らかに憲法違反のものなのではないかと私は考える。

—春休みの研究は以上です—

今日では、自衛隊は、給料がよく、安定しているから、衣食住の心配がないからなどというような理由で入隊を希望する人がほとんどで、隊員の中でも軍隊という

意識を持っていたり、憲法との関係を考えてみたり、国を守るということを考えている人はめったにいないようです。週休2日制にもなってるそうで、自衛隊は一種の会社のようなもので、隊員はサラリーマンといった感覚が根付いてきているそうです。

## 5-5 航空自衛隊浜松基地と学校の見学

5月11日（土）休日

今日は航空自衛隊浜松基地（と学校）を、県の平和委員会の方にお願いして見学してきました。（外から見える範囲で。）

写真29

前にかっそう路があり、うしろにへんな形をした黒い車とそれをしまうらしき倉庫がある。



↑写真29

写真30

中のへんな小さい小屋みたいなどこから指令が出せるしくみになってるらしい。その小屋はきみどりやみどりのペンキでベタリとぬられていた。上空から見ると、小屋はまわりの草と同じように見えるらしい。（小屋が見えない）



↑写真30

### わかったこと

- ・人員定数は、全国で3位と、とても多い。
- ・学校なら危険がないわけではなく、学校だからこそ、かえって危険が多い。（ミスをするから。実際に、何度も事故を起こしたことがある。民間にまで被害が及んだことさえある。）ここで勉強した人たちが全国へ散らばっていく。
- ・富士の基地との共通点  
とても広い。中の様子を見せないようにしている。（ブロック壁でおおったり、高い木を何本もつづけて植えたり、フェンスをはりめぐらせたり。）

・格納庫といつて、飛行機をしまう倉庫がある。

・飛行機が何機か確認できた。

T…練習用飛行機 (training)

F…戦闘機 (fighter)

・一度に4発を発射し、それぞれ異なった目標を同時に攻撃できる。「確認はできなかったパトリオット」がある。これは、この間の湾岸戦争のときに使われた（「スカッドミサイル」と対抗した）のと同じ型のもの。そんなものがこんなところにあるなんて…と、とても驚いた。

5月25日（土） 登校日

今日は新聞記事を集めました。

6月29日（土）

## 6 資料を読む

6-1『憲法はどう生きてきたか』渡辺 治(著)

岩波ブックレットNo.85(岩波書店)※を読む。

※1987年4月20日発行

・憲法があったからこそ、日本は軍隊を持たないことを建て前として歩いてきたし（自衛隊の存在は大きな問題だが）、長期間にわたり日本が軍事費をG N P（国民総生産）の1%以内におさえてこられた。これは世界にも、日本の過去のなかにも前例をみない画期的なこと。

・憲法9条の40年は、大きくわけると1960年あたりを境に、二つの時期に分けられる。

50年代 政府→公然と再軍備をはかるべく、憲法第九条を「改正」しようとする。

アメリカの要求にしたがい軍事基地をどんどん拡大しようとする。

平和を求めるたたかい→改憲阻止、基地反対が中心。

60年安保闘争はその頂点。

60年以降 政府→国民の反対運動の力が大きく、公然と憲法「改正」を追求できなくなり、少しずつ（なしくずしに）軍備の拡充を追求するようになる。しかし、ベトナム侵略反対のたたかいや沖縄のたたかいは、九条を実際に力にする非核三原則や武器輸出三原則を生み出す。

70～80年代 経済摩擦が深刻化する中で、一方では「西側の一員」として日本が軍事費をいっそう負担するのは当然であり、そのためには憲法九条のような、わずらわしい障害は取り除けというたぐいの議論が幅をきかすようになる。

なぜ憲法第九条はつくられたのか。

- ・日本がふたたび、アジア諸国(中国を中心とした)を侵略する軍事大国になるのを防ぎ、世界とアジアの平和を確保するための方策。(GHQマッカーサーやスタッフがほとんど考えた)
- ・第九条をつくった時の関心

↓

日本からアジア諸国の安全をどうまもるか。

アジア諸国の人々からは現在でもなお、そういう視点で、日本を、九条のゆくえをみられている。ところが…

現在の関心 → 日本の安全をどうまもるか。

- ・最近、九条はたんなる理想の表明であったというような説が有力だが、これは軍隊が存在してしまった現実をあとから合理化するもの。「その他の戦力」というのを、マッカーサーの案にGHQスタッフたちは付け加えた。いかなる名目によせよ、実質的な再軍備を許さないという意図。

朝鮮戦争となしくずし再軍備

- ・憲法成立の後→アメリカとソ連の冷戦の深刻化⇒アメリカは日本の再軍備をはかる。→朝鮮戦争(1950年6月)
- ・しかし、マッカーサー(GHQ)は九条をつくっておきながら「事情が変わったから今度は再軍備だ」なんて言うわけにはいかない。九条とまっこうから衝突することは目にみえている→GHQは、再建する日本軍に『警察予備隊』と、あたかも警察部隊のような名をつけて、国民の反発を避けようとした。
- ・朝鮮戦争→日本国民…このままでは日本はふたたび戦争に巻きこまれるのではないか。不安が広がる→急速に国民は、九条の持つ意義を考えるようになってきた。
- ・アメリカは何度か日本の予備隊も戦争に参加するように強く要請したが、日本政府は、国民の中に広がった反戦意識と、それに支えられた九条の存在を考慮せ

ざるをえなく、拒否しつづけた。

もし九条がなかったら、日本軍は参戦し、日本の進路は変わっていたはず。九条は、再軍備をストップさせることはできなかつたが、それでもかなり大きな役割をはたした。

### 講和と安保条約

日米安全保障条約が1951年9月に結ばれる。

→憲法第九条と深刻に矛盾する二つの問題がおこる。

一つめ…米軍とその基地が日本にいすわる→

民衆「憲法第九条違反」

政府「わが国を守るために米軍の保持する軍隊だから九条には関係ない」米軍基地反対闘争…内灘闘争（石川県内灘村）

二つめ…再軍備

アメリカは日本の再軍備を強く要請

吉田内閣…講和後に警察予備隊を拡充し、（保安隊発足前）1952年8月、吉田は、  
保安隊は「新國軍の基礎」たれと訓示した。名称も保安隊と変える。しかし保安隊はだれがみても軍隊に成長していた。

左派の社会党「保安隊は憲法が禁止している『戦力』である。」

右派の政府「『戦力』とは『近代戦争を遂行する能力』のあるような軍隊のこと。

予備隊や保安隊はまだそういう能力はない。」

↓

「戦力なき軍隊」一？

こうした、なしくずしの憲法改悪にたいして危機感をもやした左派社会党は、1952年に警察予備隊違憲訴訟をおこす。（予備隊は憲法九条に違反するから、その設置・維持をとりけせというもの）

この裁判は最高裁が、具体的な紛争がないのに裁判はできないとして門前払いにしたが、60年代に続出する9条をめぐる憲法裁判の先駆をなすものとして注目される。

### 憲法の「改正」と「保護」の考え方

1953年ごろ、アメリカは日本の再軍備のスピードに不満を持ち、日本が憲法を「改正」して公然と再軍備をすることを露骨に求める。

↓

保守党は憲法調査会をつくり、憲法「改正」案がつくられ、改憲の気運が強くなっていく。

↓

このような朝鮮戦争・講和・安保条約・基地・再軍備とすすむ政治の急速な軍国主義化の方向にたいして、労働者や市民・学生からいろいろな運動がおこりはじめる。

(例…基地反対闘争、1954年1月に憲法擁護国民連合会が結成され、護憲運動ももりあがるなど。)

↓

政府や保守党が、改憲にむけて本腰を入れ始めたちょうどその時に、再軍備・改憲に反対する世論が急速にふえていった。

(世論調査では、1955年を前後して、9条「改正」に反対の人が多数になった。)

### 改憲試みの挫折

吉田内閣から鳩山内閣へ。鳩山内閣も「改正」をめざすが、1956年7月の参議院選挙では護憲派がふえ、はじめて参議院で3分の1を超えたため、「改正」を強行することは当分できなくなり、ひとまず挫折した。

### 安保闘争と、でられなかつた自衛隊

岸内閣が安保条約改定交渉、さらには安保条約の審議が始まる中で、砂川闘争がおこり、さらには安保の違憲をうたう伊達判決がでるなどして、国民は安保条約そのものに疑惑をふかめるようになった。

↓

- ・安保闘争は1959年末ごろから大きくもりあがりはじめる。
- ・政府は改定条約の批准を抜きうちで強行採決。議会制民主主義のルールを破る。→安保に賛成の人をもくわえていっそう昂揚する。
- ・米大統領の初の来日を政府は実現。

↓

連日国会をとりまく大衆行動が起こる。

↓

岸首相は自衛隊の治安出動を強くもとめる。

自衛隊は出動態勢はとったものの、出動はしなかった。防衛庁長官ら政府首脳や自民党幹部は、9条に憲反する軍隊ではないかと疑われている自衛隊が、民衆の弾圧にのりだしたら、半永久的に国民の支持は得られなくなるかもしれないと恐れたため。

戦後日本を大きく変えた安保反対闘争は、9条と深い深い関係があった。

このような出来事によって、50年代に安保の支持率は急減し、60年代には不支持の方が増え、支持と不支持が逆転。

#### 解釈改憲と自衛隊の実力の増強

60年代以降になると、政府は九条を「改正」して、公然と軍隊をつくるよりは九条をそのままにして自衛隊を大きくし、九条を「空洞化」していく(解釈改憲)ほうがてつとりばやいと考え、方向転換をしました。

1957年「国防の基本方針」を決める。(政府)

同年から第一次(3年計画)、二次・三次・四次(5年計画、61年度から)防衛力整備計画をつくる。

1965年2月 三矢作戦暴露(国会)



武力紛争(朝鮮戦争と同じような)が生じたさいの非常事態措置、自衛隊の行動、日米共同作戦上の問題を実戦さながらに検討したものの。1963年に防衛庁制服が極秘のうちにおこなった作戦研究。

この研究をもとに、こんどは自衛隊と在日米軍により共同で、64~65年、66年にそれぞれ日米共同作戦計画がつくられた。

- このように、政府は防衛予算もいちじるしく増加させ、軍事増強にとりくみ、70年代に入ると自衛隊は、装備だけをとってみれば、世界でも有数の、アジアの資本主義国では最大の軍隊にまで成長してしまった。
- 米軍との一連の計画は、政府は自衛のための最小限の実力と言っていたが、実際はそんな生やさしいものではなく、自衛隊はむしろアメリカの戦略に呼応してそれを補完し、共同作戦を展開する軍隊であること、また、自衛隊はそういう作戦行動をとるさいに、憲法の制限などはまるで考慮していないことなどをはっきりとしめした。

## ベトナム反戦運動・沖縄返還運動の昂揚

1965年ころからアメリカは、日本をベトナム侵略の前線基地にするようになった。B52が飛びたつ沖縄でも、反戦平和の運動が、祖国復帰運動と結びついて展開された。（他のところでもいろいろあったが…。）そのため、解釈改憲政策は、そんなに順調にすすまなかった。60年代後半から70年代にかけては、政府の政策を阻止し、逆に九条の精神を具体化するような動きが強まった。

米軍やそれに協力する自衛隊の活動を監視する平和運動（世界でもまれ）が持続しても、政府は取りしまれなかつた。九条のおかげといえるだろう。九条のもとでの日本では、軍事活動は、「国策」でもなんでもなく、かえって国の理念に反するものだった。だから、他の国で、軍事基地に反対する行動を抑圧していた秘密保護法も（米軍についてはあるにはあったが発動できなかつた）日本には存在せず、政府は取り締まりたくともできなかつた。

## 恵庭事件と自衛隊裁判

政府の解釈改憲、軍事力増強政策に待ったをかける動きの第2弾といえよう。その一番手が恵庭事件。この事件は、北海道恵庭町の島松演習場付近で牧畜を営んでいる野崎兄弟が、演習による家畜等への被害をめぐって再三自衛隊に抗議していたが、らちがあかず、ついに1962年12月、演習に使用されていた通信線を切断したというもの。札幌地方検察庁はこの事件で自衛隊の合憲を獲得しようと考えたため、途中から自衛隊法121条の防衛用器物損壊罪に切りかえて、63年3月起訴した。

こうして恵庭事件は、自衛隊の合・違憲を争う初の裁判となり、憲法判断への期待が高まつた。が、審理を突如中途でうち切つた1967年3月の判決は、そもそも兄弟の切断した通信機は、自衛隊法121条の「防衛の用に供するもの」にあたらないから憲法判断するまでもなく無罪となつた。これについて、世間でもいろいろ騒がれたが大事な点は、この判決がでたとき、「敗けた」はずの検察側が、「違憲判決でなくてよかつた。」と喜んだことだ。一度は自衛隊法で勝負をいどんだものの、60年代の平和運動の昂揚やそれを背景とした裁判での被告弁護側の自衛隊の違憲な実態の論証の前に、検察側は、自衛隊の合憲判決をとれる自信をなくしていた。このように60年代後半には、運動にささえられて、裁判でも九条は大きな力をもつていた。

## 長沼訴訟の提起

1969年北海道長沼町住民が、ナイキ基地建設のためにおこなわれた、付近の馬追山の水源涵養保安林の指定解除処分の取消しをもとめて、裁判をおこした。この裁判の一審札幌地方裁判所の福島裁判長は、1973年9月7日、自衛隊は違憲であり、したがってその基地建設を目的とした保安林の解除処分は、解除の条件である森林法26条2項の「公益上の理由」にあたらない違法のものであるから取り消すという判断をしめした。

自民党は、福島判決の九条解釈は「憲法の曲解」と非難。（政府や防衛庁当局は衝撃を受けた。）又、地方自治体の中には自衛官募集事務を拒否するところが生まれるなど、少なくない影響を与えた。

この裁判は国側の控訴を受けて、札幌高等裁判所に行く。高裁は1976年8月5日、一審判決をくつがえして、保安林指定解除分をみとめる判決を下した。（政府や防衛庁は安心した。）

このほかにも、この時期には、自衛隊をめぐるいくつかの裁判があった。（自衛隊内で「アンチ安保」などのビラをはるなどして反戦活動をした隊員小西誠が、自衛隊法64条の争議行為の煽動罪で起訴された裁判（81年。被告人無罪の判決。）や、百里基地訴訟（89年上告棄却、敗訴。（航空自衛隊百里基地（茨城県）の建設をめぐり、基地予定地の所有権を国と住民で争った裁判。憲法判断を経ずして、住民の上告棄却、国側勝訴とした）など。

## 非核三原則

九条の精神を具体化するようないくつかの原則が、政府や国会によって宣言されたのが、この時代の新しい動きの第三点目。

そのひとつは非核三原則。「核兵器はつくらず、持たず、持ちこまず」というのがそれで、憲法九条の非武装の精神を国民が強く支持し、1971年、国会決議された。

3番目の「もちこまず」に関してはアメリカからの持ちこみがあるのではという疑惑がもたれているが、この原則のおかげにアメリカは、たとえそうであつたとしても苦しい立場におかれるはずであろう。（制約を受けるから。）

また、非核三原則は安保とも矛盾する。安保は、そのカサをふくむ米軍によつて日本の安全をまもつてもらおうという建て前だから、安保を認めるかぎり、核を持ちこまないという原則はおかしいことになるからだ。

### 武器輸出禁止三原則

1967年、武器輸出三原則が表明された。

- ①三原則地域への武器輸出はみとめない。
- ②三原則対象地域以外への輸出もつつしむ。
- ③武器製造関連設備の輸出も武器に準ずる。

これによって事実上、武器の全面禁輸が確立した。この原則は、外国為替管理法にもとづく輸出貿易管理令で具体化され、武器の輸出は、通産大臣の認可事項となって厳しく制約されることになった。

### ベトナム戦争と憲法の力

このように、国民の平和意識や運動にささえられた憲法の力はけっして小さいものではなく、その点では憲法はけっして「空洞化」してはなかった。60年代にベトナム戦争が発展し、アメリカ以外の軍隊もベトナムに侵入するようになつたが、日本は九条があつたため、自衛隊の派兵まではできなかつた。又、兵器産業がそれほど成長しなかつたのは、武器輸出三原則のおかげ。

### 司法の反動化

60年代から70年代初頭にかけての平和の力の増大にたいして、司法の反動という形で巻き返しがあらわれた。

- ・1969年あたりから、憲法理念の擁護を信条とした青法協会員の、裁判官への任官拒否があいついだ。
- ・71年、青法協会員であった裁判官宮本康昭の再任が拒否されるという事件がおこる。

自衛隊を違憲と考え、政府をおびやかす存在のような裁判官をつくらないことが、司法反動化のねらいであったといえる。（自衛隊は違憲という裁判の判決が出て、国民は自衛隊やそれを認める政府に不信感をいだかれることを政府は恐れた。

### 自衛隊についての国民的合意の形成

巻き返し政策の第2は、依然として国民の間に疑惑のつよい自衛隊の存在とその活動について、国民的合意をつくろうとしたことである。

- ・70年中曾根防衛庁長官は

①日本は経済大国になったから自前で自分の国を守るべきと強調。（「自主防衛」）

②『防衛白書』をつくりはじめ、自衛隊を国民へ浸透させようとした。

・坂田長官…自衛隊の存在をアピールするため、災害救助活動を自衛隊の本務のひとつにくわえ、自衛隊のイメージアップをはかった。

・1966年、防衛施設周辺整備法が制定され、基地周辺の住民の不満にたいして、経済的にはできるだけ対処し、住民の不満が運動に発展するのを金でおさえこもうという政策が新しく展開された。

自衛隊の定着政策は、1970年代後半になって、日本がオイルショックによる不況をいち早く克服し、海外進出をつよめることにともない、国民の中に“ジャパンアズナンバーワン”というような大国意識が浸透したこともありまつて、かなり成功してくる。1980年代に入っての軍事化の台頭は、この“成功”を土台にしておこった。

G N P 1 %枠

G N P = 国民総生産

自衛隊の定着を試みた坂田防衛庁時代に、先にふれた武器輸出三原則の統一見解が出されたり、また防衛費を「G N P 1 %以内」を「メドとする」G N P 1 %以内にすると閣議決定ができたのは、自衛隊は九条と矛盾する存在ではないということを国民に暗示させる目的があったようだ。つまり、三木首相や坂田長官は、自衛隊はけっして戦前の日本軍国主義の軍隊のように強大なものにはなりません、という歯どめをしめすことによって、自衛隊の存在を国民に承認してもらおうとした。

最近になって、この枠の撤廃を主張する人たちは、この枠は閣議決定当時は「歯どめ」というような厳格な意味ではなく、たんなる「メド」にすぎなかつたなどと盛んに強調しているが、こういう経過をみれば、これが防衛費にたいするあきらかな歯どめとして設定されたことは否定できない。

日米防衛協力に関するガイドライン

G N P 1 %枠が決められた70年代後半あたりから、九条をめぐる動きは、急速に変わっていった。それはひと言でいえば、九条の精神とはまったく異なる新しい軍事化の台頭だった。

その背景には、ニクソン・ドクトリンといわれるようなアメリカの新しい戦略があった。ベトナム侵略で危機に陥ったアメリカは、その世界戦略をより少ない支出でまかなうために、以前にもまして、日本の防衛力増強と、アメリカの戦略の肩がわりを求めるようになった。そういうアメリカの強い要請のもとで、三木内閣の時に日米の防衛協力の具体化がはじまった。1976年、日米防衛協力小委員会が設けられ、そのもとで78年、日米防衛協力に関するガイドラインがつくられた。これこそ、三矢作戦—フライング・ドラゴン—ブル・ラン計画で想定されていた日米共同作戦態勢を、公式に、しかもいっそう大規模に具体化するものだった。ガイドラインは、アメリカの戦略に従属した日本の軍事化の新段階を示す画期となった。

こうした新しい軍事化に呼応して、70年代末くらいから、言論界にも変化があらわれた。以前ではとても考えられなかつたような、乱暴でタカ派的な議論が登場するようになった。異口同音に強調されたのは「ソ連の脅威」であり、ソ連がいつ北海道に攻めてくるかわからないから、憲法論争などの『不毛な』論議はやめて『実りのある』防衛論をせよというもの。とくにこの種の議論は、79年ソ連のアフガニスタン侵攻以降、洪水のように氾濫した。

しかし、その「ソ連の脅威」をくつがえす証言がある。

・ギン元在日米軍司令官(83年3月17日米上院対日公聴会)

「日本だけが攻撃され、単独で対応しなくてはならないような事態はありえず、日本へのソ連の限定攻撃は、米ソの世界的対決のなかだけである。」  
・大賀良平前海上幕僚長(80年9月30日北海道での講演)

「（ソ連による）北海道侵攻論は一つのフィクション（空想）にすぎない」

この証言は、日本が戦争にまきこまれるのは、アメリカとソ連が戦争をおこしたときだけだ、といつてはいる。この戦争は核戦争になる。日本にとって『脅威』なのは、むしろ米ソの核戦争にまきこまれることのように思われる。

### アメリカと『死なばもろとも』の自衛隊

中曾根首相は「不沈空母」「日米運命共同体」などをアメリカと約束した。下のものは、同首相が1983年1月、アメリカの新聞に話したことを再現したものである。

不沈空母…米ソ戦争のとき日本を「ぜったい沈まない航空母艦」として、ソ連の爆撃機バックファイバーの進入をふせぐ『タテ』となる。

よんかいきょうふうさ 四海峡封鎖…いざというとき、対馬海峡の東西水道、つしま つがる 津軽海峡、そうや 宗谷海峡

を、機雷などで封鎖。ソ連海軍を日本海にとじこめて攻撃する。

シーレーン「防衛」…日本から1千カイリ、西太平洋の海上軍事交通路（シーレーン）でP3C対潜しょう戒機などが、ソ連の潜水艦をみつけて攻撃。米軍の軍事物資輸送をまもる。

いま、自衛隊の軍備をどんどんふやしているのは、国を守るためではなく、こうしたアメリカの戦争計画に、参戦するためである。

#### 憲法第九条の拘束力打破の動き

1980年代に入って、新しい軍事化の動きは、その台頭を抑えている憲法九条という重しを取り除こうと、動きを收れんしてきた。

- 1980年秋 久しく沈黙していた憲法「改正」の主張と運動が自民党や勝共連合などにより登場。82年11月の中曾根内閣の成立以降、こうした動きが加速された。

- 武器輸出三原則の変質

1982年12月中曾根内閣は、アメリカへの武器技術供与は三原則の枠外にあたるという決定をおこない、SDI計画などで日本の技術をほしがっているアメリカの要求に応えた。

- 1986年 アメリカの国家安全保障会議をまねた安全保障会議を設置。
- 1987年 87年度予算案におけるGNP1%枠の突破・撤廃。
- 1990年・「国連平和協力法」案。政府は湾岸危機を利用して海外派兵の突破口をつくろうとした。武装した自衛隊を中東に派遣し、「後方支援」とはいっても米軍の戦争に協力するもの。
- 1990年 中東への自衛隊機派遣の特別政令。（要請がないまま終わった）
- 1991年4月 掃海艇を派遣

ペルシャ湾の海底に沈められていた機雷を除去するために自衛隊を海外に派兵した。（自衛隊はじめて海外に行った。）以後、何か外国で問題が起こったりすると、すぐに政府は「自衛隊の海外派兵」を叫ぶようになつていった。

- 1991年7月 PKO（国連平和維持活動）協力法案の成立を政府・自民党がもくろむ。PKO協力法政府原案は廃案になった「国連協力法」とほとんど同じだが、さらに危険なものになっている。

これらの動きは、あきらかに、このさい40年の間、防衛力増強政策を妨げつづけてきた憲法九条というトゲを一挙にぬき去り、思い切り軍事的努力をしようとするものである。それが「戦後政治の総決算」といわれることの合意にはかならない。

こういう軍事化の動きの背景には、60年代から70年代にかけておこなわれた一連の憲法九条裁判が、政府に有利に終わり、新しい九条裁判もあらわれず、全体として憲法九条をささえてきた国民の圧力が低下していることが作用していることも事実です。

しかし、一方三宅島や逗子では、新しい軍事化に対応する平和の動きが現れていた。又、国連平和協力法も、国会で廃案となった。そういうところで、憲法第九条はまだ生きつづけている。

## 6-2 『自衛隊は何をしてきたのか?』 わが国軍の40年

前田 哲男(著) 筑摩書房1990年7月30日発行 を読む

全部を読むのは大変なので、「事件と論争」プラス「年表」のところだけにしました。そういうところは、自衛隊の実態や憲法との関わりをよりよく知る手がかりとなるだろう、と思ったためです。

ちくまライブラリー42 →  
1990年7月30日発行

自衛隊違憲訴訟(事件と論争2より)

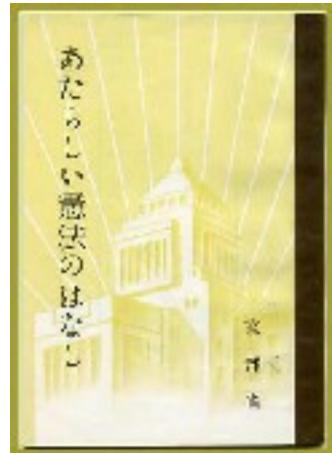


これまであげてきたほかにも多くの訴訟が自衛隊に向かっており、それらを分類すると、①基地訴訟、②自衛隊による宗教的良心の侵害に関する訴訟、③良心的軍事費拒否訴訟、④反戦自衛官と市民的自由に関する訴訟に分かれるという（古川純・東京経済大学教授）。それらの裁判を総じて自衛隊裁判に対する最高裁の立場は、「自衛隊の合・違憲問題は高度の政治性を有する国家統治の基本にかかる問題であるから、司法審査の対象とはならない」という統治行為論に傾いており、「憲法の番人」の役割を放棄するものとの批判が強い。

その他は資料にかかれているとおり。

## 6-3 『あたらしい憲法のはなし』 文部省(中学校第一学年用)を読む (日本が第二次世界大戦に敗けてまもなく発行された本)

前文というものは、二つのはたらきをする。その一つは、みんなが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることである。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考え方からできたものだから、前文にある考え方とちがったふうに考えてはならないということである。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということである。この前文の考え方のなかで、一番大事な考えが三つあり、そのうちの一つに、「国際平和主義」がある。この考えが、戦争の放棄、すなわち、これからはいっさい、いくさはしないということをきめることになってゆくのである。



↑『あたらしい憲法のはなし』  
昭和23年10月26日 翻刻発行  
著者 文部省  
(日本社会党静岡県本部が  
おくってくれたもの。)

### 戦争の放棄

(ぬき書き) 字だけ今ふうにしました。 (例 國→国など)

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかれりになったでしょうか。それともとうとうおかれりにならなかつたでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦もおよそ戦争をするための

ものは、いつさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。（16ページのさし絵参照）これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すべててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっしてこころぼそく思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行つたのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんの国のいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというものです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、せんそとまでゆかずとも、国の方で相手をおどすようなことは、いつさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

これを読んでわかつたこと。思ったこと。

- ・日本は敗戦にともない、今までの歩みをふりかえり、新しい憲法を制定した。
- ・戦争を大いに反省し、二度とあんな戦争がおこらないように、またおこさないようにと、軍隊を持つことを厳しく禁じ、もめごとは話し合いで解決するということをきめた。

## 6-4 『いま憲法があぶない』

—自衛隊海外派兵と小選挙区制— 憲法会議 を読む

はじめに—歴史のおおきなわかれ道にたって

「国際貢献」のために、これまで憲法違反としてきたことでも合憲と「解釈」せよ、それがだめなら憲法を改悪せよ—自民党はこう国民にせまってきているのです。

過去には「違憲」であったことが、国際情勢が変わったことを理由に「合憲」になるという「解釈」が許さ

↑『いま憲法があぶない』  
—自衛隊海外派兵と小選挙区制—  
発行 憲法会議



れるなら、憲法は国の「最高法規」としてすべての法律の基準になることはできません。しかし、いまかけられている攻撃は、そうした「解釈」の大転換によって、憲法の平和原則をまったく意味のないものにしてしまおうとするものです。

## 一、世界平和への努力と日本国憲法

・日本が戦力を持たずに平和を維持するためには、日本が中立すること、国際的な平和の環境づくり（戦力をもたずに国際平和の環境をつくるのだから、PKOへの参加はおかしい。憲法は日本一国だけの平和などは当初から考えていない。）をすることが大切。日本の内と外から平和の環境をつくれば戦力は必要ない。

・憲法九条は時代とともにその解釈をどんどん広げていった。

(1)警察予備隊→治安維持が目的だから九条のいう『軍隊』ではない。

保安隊→九条にある『戦力』とは「近代戦争を遂行する能力」のあるような軍隊のことで、それにはあたらない。

自衛隊→日本の自衛、独立を保護する『戦力』であって、それは九条は禁じていない。

(2)自民党政権の憲法九条解釈

50/9 政府統一見解 「（戦力）とは近代戦争に役立つ程度の装備・編成を具えたものをいう」

56/5 鳩山首相「たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、ほかに手段が認められない場合に限り、（外国の）誘導弾の基地をたたくことは自衛の範囲に含まれ、可能である」

57/5 岸首相「名前が核兵器とつけば、すべて憲法違反だということは、憲法の解釈論としては正しくない」

64/6 池田首相「自衛力というものは、観念的に、また、数字的にきめ得るものじゃない。国力、国情あるいは政界情勢、科学技術の進歩等によってきます」

・自衛隊はその“生みの親”であるアメリカの方針にもとづいて増強され、任務も拡大されていきます。次にあげるのは、その大筋の経過です。

[52年安保条約] アメリカは日本のどこでも基地をおける。

[54年MSA協定] 日本が自力で防衛力を増強する努力をおこなうとの約束と引きかえに、アメリカは日本に武器を供与した。（自衛隊増強のレー

ルをしいた。)

[60年安保条約] アメリカに基地を提供するだけでなく、新たに、「日本国の施政の下にある領域」で、「(日米の) いずれか一方に対する武力攻撃」がおこなわれた場合、日米は共同作戦を展開するとの内容が盛り込まれる。

[78年日米防衛協力のための指針(ガイドライン)]

たんなる閣議了承の文書だが、日米共同作戦を、「日本以外の極東における事態」にまで地域的に拡大し、時間的にも「日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合」に早めたもの。60年安保条約の条文は変えられないまま、実質的な改定がおこなわれた。

こうして80年代には、教育・福祉等をおさえて軍事費が異常突出する予算がつづき、国家機密法や有事立法などの戦争のための法律制定が企てられ、戦争の際にはこれを指揮する安全保障会議が設置された。

## 二、「新しい国際秩序」の貢献

・米のブッシュ大統領は、「アメリカは世界のいかなる地であっても脅威に対応できるだけの戦力を保持しなければならない」とし、そのための軍事面や財政面での分担を同盟国、とりわけ日本にたいして強く求めはじめました。

日米軍事同盟を「地球的規模」のものとすることは、78年ガイドラインによつて 極東の範囲にまで広げられた日米共同作戦の範囲を、世界にまで広げることです。それは、自衛隊は海外に出られないといっていたのでは実現しません。自民党の小沢幹事長（当時）は、「アメリカ政府とは『こうします』と決断して約束した。国会が通らなかつたら済みませんで済みますか」（90年3月、アジア調査会）と、日本を犠牲にしてまでもアメリカに貢献する姿勢を明確にうちだしました。

・こうした時、湾岸危機・戦争がおこりました。アメリカはこれを、同盟国を結集する絶好の機会ととらえ、ブッシュ米大統領は、「日本がアメリカに貢献するところを世界に示せ」と、海部首相にも新たな圧力を開始しました。こうして湾岸危機戦争は（日本が）「地球的規模の協力」を実行にうつす最初の機会となつたのです。

・日本政府は、アメリカを中心とする「多国籍軍」への協力を「国際貢献」という名におきかえ、全面的支援を表明し、ガムシャラに憲法の平和原則への攻撃をくり広げました。

- ・戦費支出…憲法制定後はじめて、アメリカの戦費110億ドルを支出した。

海部内閣は、「モノやカネ」による支援は、憲法第九条が禁止する「武力による威嚇または武力の行使」にあたらないと言っている。しかし、戦時には、武器や人に限らず、戦争をささえ遂行する能力をもつものはすべて「戦力」となるし、「武器・弾薬に使わせない」と海部首相は言いましたが、アメリカでは戦費の一環として処理されている。

戦費の支出は実際に戦争に参加する行為といえる。

- ・国連平和協力法…「モノやカネ」なら憲法違反にならないという言い分を「ヒト」であっても、戦争をしていない「後方」で活動するなら「武力の行使」にあたらないと拡大した。

戦費支出のところで述べたことと同じことがいえる。

実際は危険だから「小型武器の貸与」(第27条)まで定めている。自衛隊員とよぼうが、平和協力隊員とよぼうが、「多国籍軍」の一部を構成して戦争に参加する以上、海外派兵であることにかわりはない。又、「国連」という言葉を使っているものの、どんな国のどんな行動にも参加できる道を開こうとした。その他は11ページの『イラク問題と自衛隊の海外派兵を考える』を参照。

- ・政令による自衛隊機派遣…海部内閣は、政令による自衛隊機の中東派遣を決定した。

自衛隊機を、「国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者」の輸送に使うことができるという条文(自衛隊法100条の5)の中の「その他」に「難民」はあたるとし、難民輸送をおこなえる「特例政令」を制定した。しかし、「その他」には「国賓、内閣総理大臣に相当する人物が入るべきだし、中曾根首相(当時)も、「海外輸送までは想定していない」(1986年10月)と答弁している。自衛隊法という憲法違反の法律をさらに逸脱し、輸送する対象も地域も、制限なく拡大した。

実際、戦争をしている地域は軍用機を飛ばせば攻撃の対象となり、難民の輸送は逆に危険にさらされる。民間機で成功した例があるのに、自衛隊機を使う理由はなかった。結局、政府は自衛隊機をとばせないまま、「特例政令」を廃止した。しかし、今後、必要な時にはいつでも政令による派遣ができるという道を開いた事実は重大である。

- ・掃海艇の派遣…何が何でも自衛隊を海外に派兵したいという実績をアメリカに示したい海部内閣は、ついに閣議の決定で、自衛隊の掃海艇をペルシャ湾

に派遣することを強行した。

「海上自衛隊は…海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う」（自衛隊法99条）を口実としたもの。海部首相は、湾岸戦争は終わっているから、「派兵」ではない、99条には地域の限定がされていないからペルシャ湾に派遣することも許される、と言い放って派遣を強行した。これは、戦争状態がないなら、自衛隊は世界のどの地域にも部隊として行けることになる。国内での行動を当然の前提にしている自衛隊法は、どの規定にもいちいち地域の限定をしていないからである。もし政府の言い分がとおるなら、適当に、規定に理由をつけ、どこにでも行けることになる。さらには、「外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合も含む）に際して、自衛隊は「防衛出動」するとの規定（第76条）にも地域的限定はない。「武力攻撃のおそれ」を理由に、外国への「防衛出動」も許されることになる。

こうした海部内閣の憲法や自衛隊法の「解釈」について、防衛庁幹部自身が「こんな説明は通用しない。」と語ったといわれる。その「通用しない解釈」をまかりとおそうとしていることに、現在の政治の異常さがある。

- ・6月6日に発足した「小沢調査会」（「国際社会における日本の役割に関する調査会」）は、国連も憲法も、日米軍事同盟を地球的規模のものとするのに利用できるなら利用しようとする立場を表面化している。調査会は今後、アメリカへの貢献を全面的に実行するために、これまでの憲法「解釈の」見直し、そのうえで憲法改悪にすすむ体制を整えようとしている。

### 三、国連への協力と日本国憲法

- ・今度の湾岸戦争への対応にみられるように、国連が大国アメリカの思惑に従いかねない状況が生まれてきたために、はじめて国連が全地球的規模で機能できるようになった。アメリカがめざす「新しい国際秩序」づくりを、今後も国連の名のもとに（アメリカが）行なうことが可能ということになる。アメリカにたいし「地球的規模の協力」を誓う日本政府の「国際貢献」策と、「国連への協力」とは矛盾しない状況が生まれた。日本政府がこれまでの態度を手のひらをかえすようにかえているのは、そのため（アメリカに従わなければならないため）と考えられる。
- ・いま、国連の平和維持活動（PKO）への自衛隊の参加が新たな問題となっている。海部首相は、カンボジアの内乱をおさえるのに国連を通して日本も協力

していこうと言っている。昨年11月、「国連に対して人的な協力も必要」、「自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織をつくる」と自公民三党は合意したものの、現在は「自衛隊が参加しなければ無意味」とし、何がなんでも海外派兵を実現しようとしている。

もともとPKOについての規定は、国連憲章にはない。国連憲章にもとづく正規の国連軍が、米ソの対立などによって編成できない状況のもとで、国連はとりあえずPKOという活動を工夫し、おもに対立する二つの国の兵力のひきはなしや停戦の監視など、現実の武力衝突に対応してきた。ただしPKOはこれまで、双方に利害関係がなく、双方から信頼されていることが必要なので、ほとんどが中立国で構成されていた。それでも内政に干渉してしまったなど、これまでのPKOが無条件に正しかったとはいえない。

PKOの活動は「文民部門」と「軍事部門」に分かれる。「文民部門」については、日本はこれまでPKOの選挙監視団に三回参加しており、新しい法律は必要ない。問題は「軍事部門」への自衛隊の参加である。政府は、軍事部門でも、平和維持軍の本体ではなく、武装しない停戦監視団に、あとは輸送などの後方支援部隊に限るから、自衛隊の海外派兵にならないといっている。しかし国連の作成した文書から考えると、平和維持軍、監視団、支援部隊を区別せずに、核戦争、化学戦争の訓練を求めている。これまでのPKOの活動中の772人の死者には、平和維持軍にかぎらず、監視団も支援部隊もふくまれている。パトロールや輸送活動中に襲われたり、キャンプが襲撃されるなど危険度はかわりない。だから「軍人」が求められ、特別な訓練が必要。これを海外派兵ではないとはいえないはず。

しかもこのPKOに、アメリカやイギリスが入ってくれば、日本はこれらの国と共同作戦行動をおこなうことになる。この実績があれば、かりに第二の湾岸戦争のような事態がおこり、国連が「多国籍軍」に『お墨つき』を与えた場合に、日本は今度はおおっぴらに参加できることになってしまうだろう。（日本が多国籍軍に参加することが世界から当たりまえのように思われてしまうから。）

- ・小沢前自民党幹事長は、「全世界が一致して平和維持のためにおこなう国連軍は憲法九条が禁じている武力行使とはわけが違うので、現憲法下でも自衛隊を国連軍に派遣することは憲法違反にあたらない」という、「国連軍」という「軍隊」へ自衛隊を参加させようと言っている。国連軍を多国籍軍におきかえることは、さきの「国連平和協力法案」をつくった姿勢からいえばたやすくできる。

これはまったく無茶苦茶。だいたい自民党自身が、憲法は「陸海空軍その他の戦力」を放棄したが、「憲法は自衛のための戦力までは禁止していないので、「自衛隊は憲法が禁止する戦力ではない」、といいつづけてきたはず。したがって、自民党流にいうと、「自衛力」としての自衛隊はあるが、これは日本を守るためにものであって、国連に提供できる「戦力」ではないはず。あるはずのない「戦力」をどうして国連に派遣できるのか？小沢氏は、この際「自衛力」以外の「戦力」も、憲法の下で認められるという憲法の新しい「解釈」を作りだそうとしているのです。「国連への協力」をふりかざしたこの主張も、憲法制定いらい議論されてきた内容を180度転換させようとするものである。

実際、日本国憲法第九条を無視して軍事協力を必要はないというつもりで日本は国連に加盟したし、そうすることは国連憲章にも認められていることがある。

もっとも憲法九条にかかわりなく、「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」（憲法98条）との条文をひきあいに、国連への協力を主張する意見もある。とくに自民党は「安保条約による義務履行」をせまる場合によくこの条文を使ってきた。しかし、この条文は、政府に負わされた「憲法を尊重し擁護する義務」（第99条）を前提にしてなければならない。憲法に違反する条約をむすんで、その実行をせまるのは、二重にこの義務に反するもの。しかも条約をむすぶ場合は、その一部を留保することも許されるわけで、日本政府が国連加盟に際して国連軍参加の義務を留保したのは、「憲法を尊重し擁護する義務」にもとづく当然の行為。

- それでもなお、「国連平和維持軍」にすら参加しないのは、国連に協力しない「国際貢献」をしない「一国平和主義」などの攻撃が繰りかえされています。これは、国連への協力を軍事的な面でのみ強調し、本来の国連の目的が紛争の平和的解決を目指すことにあることから目をそらそうとするものにはかなりません。

日本が国連に協力する道、憲法の平和原則を堅持して世界平和に貢献する道はいくらでもあります。例えば国連がよびかけているアフリカの飢えた子どもたちのためにもっと日本はお金を出したり、国連の決定した経済制裁を日本の大企業にももっと厳しく徹底させたり、国際人権規約のなかの「高等教育の漸進的無償化」一少しづつ父母の負担を減らし無償化をめざす一の規定について、日本政府は何らかの方針を打ち出していくなり、子どもの権利条約について考えるなり、日本企業が世界の環境を破壊し、外国において公害をまきちらして

いることについて対策をとったりなど、できそうなものです。

日本は、「経済大国」を自慢しながら、世界の安定と平和の環境づくりのための経済協力もおこなわず、また国際的な人権の向上という点では、国連の足をひっぱる役割を果たしているのです。

平和への貢献についても、たとえば湾岸戦争のなかで、日本国憲法の原則にたって貢献する方法はいくらでもありました。たとえば国連がイラクにたいする経済制裁を決定した後も、アメリカ、イギリス、ソ連などがいろいろな抜け道をつくって直接、間接にイラクを援助し、経済制裁の効果を遅らせていたことにたいし、海部内閣は抗議はもとより、国会で質問されても、事実を調査し公表することすらしようとしませんでした。またアメリカが開戦にふみきろうとしたとき、フランスがおこなった提案（イラクのクウェートからの撤退を前提にパレスチナ問題での国際会議の開催などを提唱）にはイラクも関心を示し、真剣にこの提案を検討すれば事態の平和解決がはかれる可能性をもつものでした。日本政府がこの提案を支持し、これを国際世論とするための外交を展開していたら事態はどうなっていたでしょうか。紛争の平和的解決のためにこうしたリーダーシップを発揮することこそ日本国憲法の原則にかなうものであり、そのことによって戦争という事態を防げるなら、戦費を支出することや、自衛隊を派遣することよりもはるかに大きな国際貢献となり、日本は「国際社会で名誉ある地位」（憲法前文）を占めたことができるでしょう。

いま日本政府がとっている方針は、日本国憲法の原則にてらすならば当然おこなうべきことをおこなわず、ただアメリカへの貢献のためだけに、憲法や国連憲章をつごうのいいように使おうとしているものにほかなりません。（もつと平和的部分で国連に協力すべき）

#### むすび—政治を国民の手に

・あの大戦で、侵略国となり、また世界初の被爆国となったわが国こそ、とりわけ侵略戦争の教訓に立って制定された憲法の平和的原則をもって世界に貢献すべきであります。今、日本の支配者たちは、アメリカへの貢献を「国際貢献」などと言いかえて、憲法の改悪すら口にしながら、自衛隊の海外派兵と、平和にたいする攻撃を性こりもなく強めています。このままではとてつもない過ちをくり返すことになります。今こそ主権者である私たちが声を出して日本の平和憲法を守っていくべきときであります。

### 読んで思ったこと

- ・憲法を拡大解釈しすぎて、今ではそれを制定したときの考え方とまったく異なっている。これでは憲法の意味がないと思った。
- ・日本の平和憲法をふみにじって軍事的なことにはするのではなく、平和憲法を生かして、もっともっと平和的なことを考えるべきだと思った。それは、日本にとっても世界にとっても貢献することになる、と思う。
- ・日本が戦力や軍隊を持たずに平和を維持するため、これからは日本が中立化し、国際的な平和の環境づくりにはげむべきだと思った。

## 7　自衛隊が送ってくれた資料より

### ・わかったこと

- ・自衛隊は陸上自衛隊と海上自衛隊と航空自衛隊とに分かれている、陸上自衛隊を中心となって活動をしている。
- ・いろいろな階級がある。
- ・国防費は世界第六位(1988年度)。152億9800万ドル(1985年価格)。一人当たりの国防費125ドル(1985年価格)。国防費の政府支出に対する比率6.6%。国防費のG N P／G D Pに対する比率1.0%(1987年度)
- ・どこかの国が侵略したときのことを考えた戦闘の作戦も考えてある。
- ・日米安全保障体制を大事にしている。
- ・日本の国際的地位の向上と国連平和協力法案などに関連した自衛隊・防衛問題に対する関心が高まってきたと捉えている。
- ・国防の基本方針

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- I、国際連合の活動を支持し、国際間の協調を図り、世界平和の実現を期する。
- II、民政を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- III、国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。

IV、外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

- ・戦争を想定した本格的な訓練をしている、大規模。
- ・すごい重装備、大規模。
- ・婦人自衛官もいる。
- ・学生と自衛官は別物。
- ・いつ侵略されてもすぐに戦えるようにしてある。
- ・自衛官や学生になるには条件がいくつかあり、試験もある。
- ・自衛官や学生の生活はほとんど不自由がなく、安定している。

・思ったこと

- ・資料をみたりして感じたのですが、もしも他国が侵略してきた場合、とっさに自衛隊が動き出して、すぐさま戦争に突入してしまうように思います。平和的解決を図るより先に武力が出そうです。作戦をもうちゃんと立ててあるし、武力装備も必要以上と思われます。これは、「自衛」の範囲を超えた「戦力」であり、「軍隊」であるように私は思います。それは『クリス発言』からもわかります。
- ・ふだんは防衛出動や治安出動、災害派遣などがないから主に訓練をやるのでしょうか。しかし、パンフレットにはそのことについて、他のことと同じ程度にしか載っていません。これでは自衛隊の実態について、本当にわかるものではありません。
- ・国防の基本方針Ⅰについてですが、こちらにあるように国連よりも自国の憲法を守る方が大切とされているし、自衛隊は日本の国を守るためにあるのだから、これはおかしいと思います。
- ・国際緊急救助隊がつくられたときも、防衛庁（自衛隊）は派遣対象からのぞかれています。それは、自衛隊の海外派遣という問題があったからだけでなく、政府自身が自衛隊抜きで十分対応可能であると考えていたからです。（「災害救援」について）
- ・パンフレットでは、憲法と自衛隊との関わりについて何もふれていない。読み手にしらせなくともいいのでしょうか。

	任務	行動	人員／予算
陸上自衛隊	陸上自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため直接侵略及び間接侵略に対し、主として陸上において行動し、我国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たります。	防衛出動、治安出動、災害派遣、部外協力、情報活動、防衛基盤の骨幹(マザーユニット)としての役割、教育訓練(基本教育、練成訓練、日米共同訓練等)	定員 180,000人 現員 154,297人 欠員 25,703人 充足率 85.7% (平成2.5.31)  35.4%をしめる 1兆4,749億円 (平成2年度)
海上自衛隊	海上自衛隊は、海上からの侵略に対し我が国土を防衛するとともに、我が国周辺の海域における海上交通の安全を確保することを主な任務としています。このため、艦艇や航空機を保有し、自衛艦隊や地方隊などの部隊に配置しています。自衛艦隊は、艦艇・航空機を機動運用することによって我が国周辺の海域全般の防衛に当たり、地方隊は艦隊と密接に連携しながら担当する警備区内の海上防衛と、後方支援に当たる部隊です。	対潜戦、対空戦、対水上戦、機雷戦、電子戦、監視、海上作戦輸送、救難、教育訓練(基本教育、練成訓練、日米共同訓練、遠洋練習航海)、災害派遣、南極地域観測協力、機雷等の除去、海氷観測協力、航空測量協力、行事等	定員 46,085人 現員 43,736人 欠員 2,349人 充足率 94.9% (平成2.5.31)  23.5%をしめる 9,760億円 (平成2年度)
航空自衛隊	四面を海上に囲まれたわが国をよその国がもし攻めようとするには、まず空と海を渡らなくてはなりません。 航空自衛隊は侵入してくる航空機や海を渡って上陸しようとする外敵に対しておもに空において行動し、わが国の防衛にあたります。この任務を果たすため、隊員は日夜訓練に励んでいます。	災害派遣、航空輸送、航空救難、管制と気象、補給、教育訓練、防衛出動	定員 47,556人 現員 45,525人 欠員 2,031人 充足率 95.7% (平成2.5.31)  27.0%をしめる 1兆1,217億円 (平成2年度)
自衛隊総合			定員/273,801人 現員/243,713人 欠員 30,083人 充足率 89.0% (平成2.5.31)  4兆1,593億円 (平成2年度)

**8 自民、社会、公明、民社、共産各政党の県支部に、党内での自衛隊と憲法との関係についての考え方を教えていただきました。それについての私の考えをかこうと思います。  
(葉書とあわせて読んで下さい)**

### **自由民主党**

**(合憲)**

[1] 従来、戦争はすべて自衛権の名（例　満州事変「満州は日本の生命線」自衛の口実をつくって、戦争をはじめた。）でたたかわれてきました。侵略したからそれにたいする制裁としてたたかうなどともっともらしく言ってみせましたが、しかし、日本がやった戦争は、みんなそういうごまかしがありました。

万が一、他国が日本に侵略してきた場合も、葉書に書かれてあることから考えると、先ほどのようにごまかして戦争を開始させることは、いともたやすいことです。即、自衛隊出動、平和的解決をろくに図ることも（もう戦いはじめたから）できず、戦争突入ということになるでしょう。

そうなったとき、この党は、きっと「自衛のための戦争だから、憲法違反ではない。」と言うでしょう。

葉書にもあるように、日本国憲法第九条では、日本は戦争を放棄しています。従つて、「戦争とは呼ばない『戦争』」ということになるでしょう。「戦力なき軍隊」という言葉と、非常によく似ています。

このままどんどん拡大解釈を広げていくと、ついには、憲法の持つ意味もなくなってしまうと思います。

[2] 自衛隊が、他国からの侵略から日本を守る自衛のためにあるのならば、なぜわざわざ海外にまで行かせようとするのでしょうか。

自民党、民社党、公明党は、国連平和協力法案も、自衛隊機を使った難民輸送も、掃海艇の派遣も、PKO（国連平和維持活動）への参加も三党合意で認めようとしています。

認めたということは、葉書にかれていること以外にも、自衛隊が存続している理由があると、この党では考えているのだと思います。

- 自衛隊は合憲だとお考えになりますか。  
違憲とお考えになりますか。(〇印をつけて下さい。 その他の場合は書いて下さい。)

1.合憲

2.違憲

3.その他

- そうお考えになるのはなぜですか。

日本国憲法第9条では、日本は戦争を放棄している。しかし日本が他国から侵略を受けた場合、座して日本民族が滅ぼしてしまうことは規定していませんし、どの国でも「自らの国は、自ら守る」ことは当然の権利があります。第二次大戦後でも、世界の各地で隣国との争いや民族紛争が何十回となく起っています。ベトナムのカンボジア侵入、ソ連のアフガニスタン侵入や、つい最近でもイラクがクウェートにある日突然侵入し、自衛力の弱いクウェート国をめちゃめちゃにしてしまいました。

こうしたことが「万が一にもおこる」が自衛隊は存続しているのです。

どうも御協力ありがとうございました。

↑自由民主党静岡県支部連合会からの返信

## 公明党

(合憲)

自民党の[1]についても同じ事がいえる。（自民党の[2]に付け足して）

もしも、自衛隊が海外に出動したために、他国から「日本が侵略してきた」と思われ（国連軍の名のもとであっても、世界は「日本が『軍隊をもたない』という憲法をふみにじって派兵した」とみるのは当然）、どこかの国から（その国も自衛のためにやること）攻められるような事態が起こったらどうするのでしょうか。領域を守るどころか、他の国の領域を侵すことにもなりかねないことです。

自衛どころか、他国を侵すようなことを許してしまっては、まったく仕方がないと思います。

こここの党の考える、  
“領域を守る”という  
タガを、この党みずか  
ら、すでにはずしてし  
まっているところに、  
問題があると思います。

- 自衛隊は合憲だとお考えになりますか。  
違憲とお考えになりますか。（○印をつけて下さい。その他の場合を書いて下さい。）  
①合憲 2.違憲 3.その他
- どうお考えになるのはなぜですか。

現憲法の下で、日本の国の平和的  
存立を守るために、自衛権、というものは認められるものと考えてあります。  
この自衛権というのは、国連憲章第51条  
で認められている「個別的自衛権」ことです。  
そして、この自衛権を行使できる裏付けとして、  
この能力として、領海・領空・領土の  
領域を守る、ということに任務を限定  
した、タガ”が”きちんとはまた領域を保全  
能力が：公明党が合憲とする自衛隊  
構想です。このタガ”が”はずれなよう  
コントロールすることを条件に合憲としてあり  
ます。  
朱実様、勉学にどうぞがんばって下さい。

御協力どうもありがとうございました。

公明党静岡県本部 →  
からの返信

## 民社党

(合憲)

自民党の[1]についても同じ事がいえる。（自民党の[2]につけてたして）

「憲法九条がいう戦争放棄とは、侵略戦争のための戦力は保持しないという考えが正しい解釈」と書かれてますが、P75下から9行～P76 6行までと同様のことがいえます。（そこでは「自民党」となっていますが、民社党も考え方は同じだと思います。）

それに「自衛力を持つことは当然」といっても、必要最低限でなければ「当然」とは言えないはずです。それ以上だと、侵略戦争につながるおそれがでてくるので、「当然」とは言い切れないとします。

この党では、自衛隊がPKOに参加することを認めようとしているのですから、自衛隊は自衛の範囲を超えた力を持っているということになり、そこには矛盾が生じます。（必要最低限だから「当然」と言っているのに、自衛力以上の力を持っていることを認めている。）

又、「襲われた時、身を守る、自衛手段」のための自衛隊が、なぜわざわざ海外に出かけていく必要があるのかということも疑問です。

民社党静岡県連合会  
からの返信 →

○自衛隊は合憲とお考えになりますか。  
違憲とお考えになりますか。(○印をつけ  
て下さい。その他の場合を書いて下さい。)  
①合憲 ②違憲 ③その他

○ どうお考えになるのはなぜですか。

人が若し何者かに襲われた時 身を守る  
自衛手段とともに同じように 国にも自衛す  
る権利はあり、自衛力を持つことは当然です  
憲法第9条がいう戦争放棄とは、侵略  
戦争のための 戦力は保持しないといふ  
考え方か正しい解釈です  
ですから 自衛隊は合憲であり 日本の  
安全にとって不可欠の存在だと考えます  
が、殘念ながら 国民全部がこのよう  
な考えになっていないので 一日も早く  
国民的コンセンサスを得られるよう  
努力を続けていきたいと思ひます

御協力、どうもありがとうございました。

## 日本社会党

(違憲)

この党は、自衛隊によって戦争が起こりかねないと考えています。P80-8行にもかきましたが、自衛隊は、侵略されたとき、それに対する本格的な戦闘の作戦を考えております。このことから、いくら自衛のためとはいっても、戦争が起こる可能性を自衛隊は持っているということがわかります。

葉書に上げられている例は、そのようなことが、自衛隊は憲法に違反しているということです。それと、いただいた資料「あたらしい憲法のはなし」P63とを照らし合わせて考えてみます。

「およそ戦争をするためのものはいっさいもたない」とありますが、自衛隊は自衛権の名で戦争を開きできます。そんなわけで、自衛隊は戦争の放棄をしていません。戦争を開くためにはそれなりの軍備がなければできませんから、それもあることがあります。交戦権についても同じです。

侵略されたから、それに対して武力で対抗したといつても、それはどうみても戦争にはなりません。自民党の[1]でも述べましたが、今までの日本の戦争は、侵略を防ぐという名で行われてきました。そう考えると、前文にある「再び戦争の惨禍が起こる」ことは充分に考えられます。

と、このように、この党では考えているのだと私は思います。これは、私も納得できました。

日本社会党静岡県本部からの返信→

○自衛隊は合憲とお考えになりますか。  
違憲とお考えになりますか。(○印を付けて下さい。その他の場合を書いて下さい。)  
1. 合憲 ② 違憲 3. その他

○ どうお考えになるのはなぜですか。

憲法の前文の中で「政府の行為によりて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」と書かれ、  
末章第9条で「戦争の放棄と軍備、  
及び交戦権の否認」されていました  
です。

日本が戦争に敗けてからヨーロッパ諸国から日本があり日本での「お送り」  
します。参考に行ってください。

御協力、どうもありがとうございました。

## 日本共産党

(違憲)

社会党の[1]についてもだいたい同じことがいえる。

この党は、自衛隊は「軍隊」であり、その保持する能力は「戦力」であると、ハッキリ判断しています。「戦力」についての理由は、今まで何度か述べてきたので、ここでは省きます。（ほかで書いたことと同じ。）又、「自衛隊は日本を守るものでもなく、アメリカの戦争を助けるための軍隊だ」と言っています。

自衛隊の歴史を調べたときに、自衛隊の前身である、警察予備隊は、アメリカが創設したことを私は知りました。朝鮮戦争のとき、アメリカは、それまでの方針を180度転換させ、日本に再軍備をするようにし向きました。それは、日本にも戦争を手伝ってもらい、戦争における自分の国を優位に立たせようとするためでした。そして「警察予備隊」などと、あたかも日本の治安維持が目的である部隊のような名をつけ、憲法違反ではないとし、国民の反発を避けたのです。

この間の湾岸戦争のときに、日本は、110億ドルを多国籍軍に出しました。P15にもありますが「多国籍軍」と「国連軍」は別物です。今度の戦争では国連軍は出動しませんでした。多国籍軍に出したとは言っても、その主力はアメリカの軍隊です。海部内閣は、湾岸危機が勃発したころは、「自衛隊の派遣は考えてない。」と言つたものの、アメリカの「日本の貢献を世界に示せ」つまり、「アメリカに協力せよ」という圧力におされ、「ヒト」はだめだから「モノやカネ」ということで、110億ドルを出したのです。つまり、そのお金は、言ってみれば「自衛隊の代わり」だったのですが、それでもつづくアメリカの圧力に対して、「ヒトも」などと言い出し、国連平和協力法案を、持ち出したのです。海部内閣は、政令による自衛隊機派遣も考えました。何が何でも自衛隊を海外に派兵したという実績をアメリカに示したいために、掃海艇の派遣を閣議で決定、強行しました。さらに、今はPKOへの参加も考えています。

こうしたことから考えると、私も、この党と同様に、自衛隊の本当の目的は「日本を守ること」ではなく、「アメリカの戦争を助けること」にあるのだと思います。

○ 自衛隊は合憲にお考えになりますか。  
違憲をお考えになりますか。(○印をつけて  
下さい。その他の場合に書いて下さい。)

1. 合憲 ② 違憲 3. その他

[ ]

○ どうお考えになるのはなせですか。

日本国憲法の第九条は、陸海空軍  
その他の戦力は、これを保持しないとしたもの  
であります。これはどんを名前であります。日本は  
軍隊は持ちないとうことです。自衛隊はの  
は、いかが見ても戦力であります。戦力の保  
持を禁じた憲法に反します。日本の保  
害は、憲法学者の多くもそうぞえています。  
日本をさは、自衛隊は違憲であるが  
日本を守るのも、もしく、アトリビ  
力の競争を助けたために軍隊だと考  
えます。これは、日本、アトリビ  
の競争に貢献するための自衛隊の  
明かりが大いに題にあります。  
しれど)。

御協力、どうもありがとうございました。

↑ 日本共産党静岡県委員会からの返信

## 9 研究のまとめ

### 9 - 1 國際貢献

政府は、湾岸危機勃発当初、「自衛隊を出すつもりはない」といいましたが、アメリカの圧力によって、国連平和協力法案を持ち出しました。又、「自衛隊は国連の軍事活動には出られない」、「日本が出なくてもやっていける」と言ったのに、PKOに日本も参加しなくてはならない、と考えるようになりました。このようにどんどん自衛隊の活動のはばを広げてきました。

今、問題になっているPKO（国連平和維持活動）への自衛隊の参加についてですが、「戦争などになったらひきかえす」、「武器の使用は自衛のためならば認めること」……という条件がいくつかついています。しかし、逆に考えれば、そういう危険があるところに自衛隊をだそうということなのです。又、もしもそういう事態になったとき、ひきかえせるかといったら、それこそ各国から非難をあびることになり、そんなことができるはずはないと思います。それならばさいしょから参加しなければいいと思います。一度出してしまったら、武器の使用も、政府の憲法解釈と同じように、そのはばをどんどん広げていくことでしょう。

国際平和のために、憲法は軍隊をもつことを禁じたのに、今、国際平和に貢献するために、自衛隊という軍隊を海外に派遣しようというのは、どう考えてもおかしいと思います。

戦争を放棄している憲法は、世界でたった一ヵ国—日本だけなのです。世界の平和を願う人たちは、日本が自衛隊という軍隊が世界へ動くことではなく、その平和憲法を守りぬくことによって、世界の平和を日本が率先して築いていくことを期待しているのだと思います。

日本は、軍事的面ばかりでの国際貢献を考えるのではなく、そういった手段を使わないでできる平和的なことを考え、やっていく方が世界にとっても大きな貢献になると思います。例えば、NATO・日米安保軍事ブロック体制全体の解体や、核兵器廃絶を中心とした軍縮の促進、世界と日本の経済力を貧困問題、環境問題などの解決に役立てることなどです。人的貢献の問題については、国連で働いている日本人は91人ですが、全体に占める割合は国連側の要望の51%にとどまっています。又、政府開発援助でも国際協力事業団がおこなっている技術協力のための専門家派遣は、89年度現在で3,834人ですが、発展途上国の要望の30%しかこたえられていま

せん。こういう面でも人的貢献の余地は多いにあります。日本は、平和主義を憲法の三本柱の一つにしているのだから、その考えにそった国際貢献について、もっと考えるべきだと思います。

## 9 - 2 自衛隊の実態

自衛隊は、アメリカによって創設されました。日米安保条約も結ばれています。軍事費が突出したり、軍備を拡大したのも、アメリカの要求によるものだということを知りました。自衛隊の本当の目的は、「日本を守る」ことにはなく、「アメリカの戦争を助ける」ことにあることが、調べてきてわかりました。そのために湾岸戦争のときなど、アメリカは日本に自衛隊を出させようと圧力をかけました。現在もなお、アメリカは「国際貢献」の名をかりてその目的を果たさせようとしています。

現在では、自衛隊の存続をうたう一番有力だったソ連が日本に攻めこんでくるかも知れないという「ソ連脅威論」がくずれつつあります。又、ソ連が単独で日本を攻めることはありえない、という日米軍事当局者の証言があることもわかりました。それによると、日本が戦争にまきこまれるのは、アメリカがどこかの国と戦争をはじめたとき、というのです。日本にとって「脅威」なのは、むしろ日米安保条約によってアメリカの戦争にまきこまれることではないでしょうか。

政府は、自衛隊の規模については「必要最小限」といっていますが、今や、自衛隊は世界有数の軍隊であることがわかりました。基地を見学してきて、自衛隊は、人殺しの訓練をしていることがわかりました。自衛隊からの資料でもわかるように、自衛隊は侵略されそうになったときの作戦も考えています。軍事費がG N P（国民総生産）1%枠を超えたこともあります。日本の軍事費は世界第三位です。自衛隊は「他国の侵略」の名のもとに、戦争を起こすこともできる、大変危険な軍隊であることがわかりました。「再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」という憲法を制定したときの考え方から、自衛隊は、はずれているように私は思いました。

## 9 - 3 憲法のさまざまな解釈

各（自、社、公、民、共）党へのアンケート結果等から、どこの政党でも、日本国憲法が戦争を放棄していること、自衛権はあるということは認めていますが、そこからさきの、軍隊や戦力や、自衛についての考え方方が違うということがわかりま

した。そのちがいが「合憲」、「違憲」という異なった二つの解釈を生じさせているのです。

自衛隊は合憲で、海外派兵は賛成と考える党には、「国の自衛」のほかにも、衛隊の任務はあると考えているのではないのかな…と、私は思いました。

私は、憲法を拡大解釈するのはおかしいと思います。憲法を創ったときの考え方を大切にするべきだと思います。しかし、政府はどんどん憲法解釈のはばを広げてきて、その結果P60上から19行～26行のようになつたのです。このままでは、憲法の持つ意味までなくなってしまうのでは……と、私は不安に思います。

## 10 自衛隊はあっていいのだろうか

私は、この一年間、いろいろと調べてきた結果、自衛隊は、災害などから日本国民や世界の人々を守る仕事のみに限って行うようにすれば、あっていいのではないかと思います。もちろん、その場合は軍隊ではなくなります。しかし、現在の自衛隊の実態としては、戦闘能力を保持した軍隊であるので違憲であり、あってはならないと思います。

実際問題として、他国から侵略されるという可能性はうすれてきています。どんな事件でも、可能性が「ゼロ」になるということはありえないものです。それは、何気なく道を歩いているとき、急に交通事故にあうという可能性と同じようなものです。その可能性についてはなんともできないと思います。だから、少しでもそれに備えて軍事力を……というのではなく、他国から侵略される、又は侵略するというような事態が起こらない、国際的な秩序や環境をつくっていくべきではないかと思います。

日本が軍隊や戦力を持たずに平和を維持するためには、日本が中立化すること、国際的な平和の環境づくりにはげむことが大切だと思います。現在は、日米安保条約があるので、日本は中立の立場ではありません。「西側諸国の一員」とよく言われています。又、「国際的な平和の環境づくりにはげむ」については、世界各国が、他国を侵す等のことをしてはならないというような、地球的規模の秩序を持つよう、戦争放棄の憲法を持った唯一の国、日本は率先してその秩序を創っていくべきではないかと考えます。これこそ日本国憲法の平和主義にかなうものだと私は思います。憲法は一国平和主義ではありません。日本の内と外から平和にしていけば（国内でまず日本国憲法の精神を大切にし、軍事力を持たなくても世界中の人々が安心して

生きていいける、そんな環境をつくっていこうと、世界に呼びかけていく）、日本の平和と同時に、世界の平和を確保できるのではないですか。

1991年8月18日

## 11　自主研究感想

感想といって、一番最初に思いつくのは、疲れた、ということでしょうか。毎日新聞記事を集めのも容易ではなかったですし、何よりも自分の考えを打ち出すことが大変でした。特に84ページ以降などは、ほんの数行書くのに何十分も、頭をひねりにひねって、考えこんだものでした。

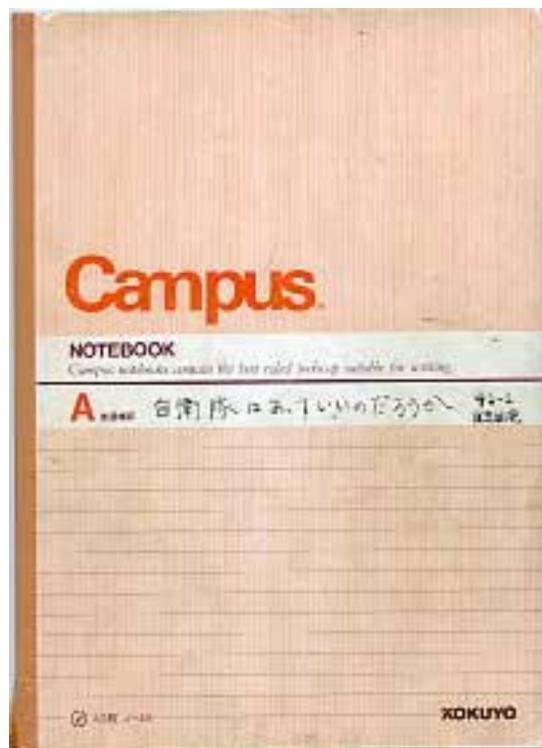
研究は、なかなか計画どおりにいきませんでした。憲法の解釈が書かれた本を何冊か読むつもりが、難しすぎて読めなかったり、『自衛隊の実態』と『憲法と自衛隊』を分けて研究するつもりが、二つは切り離せない関係であることに後になってから気付き、結局一緒になってしまった、など……。しかし、自衛隊の事務所に、そちらの方の資料を送ってほしいと頼んだり、各政党に、アンケートを試みたり……、というように、予定外の活動も行ったりして、自分なりによくできたと思います。

この期間は、例年なく、自衛隊のことで、さまざまな論議が国中で起こりました。そんななかで、自衛隊という大きな問題に、苦労は実に多かったけれど、自分もまたいろいろと考えることができ、本当によかったですな、と思います。

今、私には、ついにやり遂げたぞ、という充実感がありますが、ここまでこうしてやってこれたのも、この研究に協力して下さった方々のおかげです。その方々に、心からお礼を申し上げたいと思います。



著者 小林 朱実 こばやし すみ  
静岡大学付属中学校在籍当時



↑直筆研究ノート

There is the Sun above the clouds.  
何か見えてくるはずさ。



↑新聞記事集 No.1～No.9  
(B5ノート 各60ページ)

- |      |                        |
|------|------------------------|
| No.1 | 1990年9月28日～10月14日      |
| No.2 | 1990年10月15日～10月25日     |
| No.3 | 1990年10月25日～11月14日     |
| No.4 | 1990年11月14日～1991年1月29日 |
| No.5 | 1991年1月29日～2月20日       |
| No.6 | 1991年2月20日～4月13日       |
| No.7 | 1991年4月13日～5月4日        |
| No.8 | 1991年5月5日～7月5日         |
| No.9 | 1991年7月5日～8月31日        |

他社の新聞では、テレビの報道と同じようなことしか（自衛隊について）書かれていないので、それではきまったく一つの方面からしか自衛隊について見られず、その核心にふれることができないのでないか…と思ったため、あえてこの新聞-赤旗-を読んでいくことにしました。 「新聞記事集 No.1 ノート見返し」より転載

## 小林朱実さんの自主研究『自衛隊はあっていいのだろうか?』 編集に際して

著者、小林朱実さんは2006年6月2日に急逝されました。

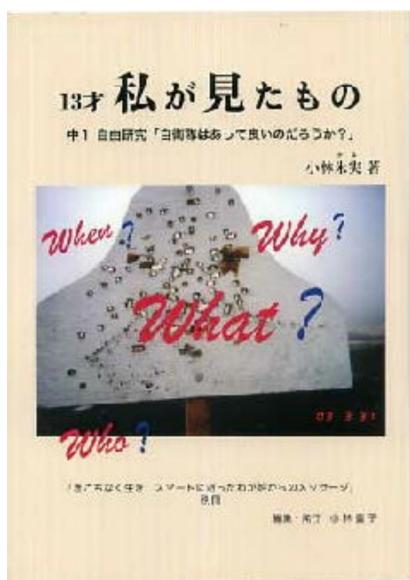
お母様の小林豊子さんが、翌2007年に追悼集として出版された『ぎこちなく生き、スマートに逝ったわが娘からのメッセージ（人生の応援歌）』の別冊として作成されたのが、『13才 私が見たもの～中1自由研究「自衛隊はあって良いのだろうか？」』という冊子です。出版のいきさつにつきましては、次ページの「発行人のあとがき」をご覧ください。

竜爪山九条の会では、小林豊子さんより朱実さんの自筆ノートや写真などをお借りして、独自に編集をさせていただきました。それを竜爪山九条の会のホームページに掲載させていただいております。ネットを通して、ご縁がつながり、一人でも多くの方にお読みいただければ幸いです。

編集・掲載を快諾くださった小林豊子さんに、感謝申し上げますとともに、小林朱実さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。

なお、この冊子『13才 私が見たもの～中1自由研究「自衛隊はあって良いのだろうか？」』は、2015年現在、残部（5刷・B5サイズ・50ページ）があります。ご希望の方にお送りいたしますので、竜爪山九条の会のホームページ【お問い合わせ】より、お申し込みください。

竜爪山九条の会 事務局 寺井久美子



↑『13才 私が見たもの～中1自由研究「自衛隊はあって良いのだろうか？」』表紙



↑『13才 私が見たもの～中1自由研究「自衛隊はあって良いのだろうか？」』裏表紙

## 発行人あとがき

著者、小林朱実は、2006年6月2日急逝いたしました。28歳7ヶ月の短い一生でしたが、その生き様は、「一生懸命」の権化のような人でした。

彼女の一生の中でも、最も輝いていたであろう時期に、最も力を注いでいたことが、この中学1年から2年にかけての自由研究であったろうと思われます。

彼女の生き様の一つの証拠として、さらに、今、生きている人達へのメッセージとして、この研究文を世に出してやりたいと考え、このたび発行いたした次第です。

13歳の子供の澄んだ目で見たものはいったい何だったのか、又、何を思い、何を感じたのか？

私は、今、この日本に生きている私たちに訴えかけているものがあるように思います。単なる物故者の遺物とは考えたくはありません。私たちにとってきっと何か大切なメッセージのように思えます。

今は既にこの世を去ってしまったはいるが、間違いなく同じ時代に生きていた一人の少女の見たものを、もう一度見直してやっていただきたいと思います。

そうすることにより、私たちにとって何よりも大切なものを失うことの無いような方向に少しでも向くことができることを願ってやみません。

2007年4月20日

小林 豊子